

注 訳

# 訓讀說文解字注（十二）

森 賀 一 惠

富山大学人文科学研究第 78 号抜刷

2023年3月

## 訓讀說文解字注（十二）

森 賀 一 恵

「訓讀說文解字注（十一）」に續いて、段玉裁『說文解字注』を訓讀し注を附す。

凡例

『訓讀說文解字注』金冊～匏冊に倣う。説解原文に（一）（二）（三）等の漢數字の番號を附したのは、段注の入るべき箇所を示したもので、説解原文、段注に1) 2) 3)等のアラビア數字の番號を附したのは、訓讀者注の被注箇所を示したものである。十三篇上は『繫傳』では缺けている卷二十五に當るが、今本の異同について記す。

十三篇上

（糸部）

19a

纒、冠織也<sup>(一)</sup>，从糸麗聲<sup>(二)</sup>，謂目緇帛韜髮<sup>(三)</sup>，

纒、冠織也，糸に従ふ，麗の聲，緇帛を目て髮を韜むを謂ふ，

（校）二徐，「謂」以下六字無し。

（一）「冠織」なる者は冠を爲り而して之れが織成を設くる也。凡そ繪布 剪裁を**纒**たずして成る者は之れを織成と謂ふ。内則の注に曰く「**纒**は髮を韜む者也」<sup>1)</sup>，士冠禮に曰く「**纒**は廣さ終幅，長さ六尺」，注に曰く「**纒**は今の幘，終は充也，**纒**は一幅 長さ六尺，以て髮を韜みて之れを結ぶに足る」と。<sup>2)</sup> 禮經，「贊者 **纒**を奠き」而る後に「**纒**を設く」。「賓**纒**を正す」は乃ち冠を加ふ。<sup>3)</sup> 是れ**纒**を以て髮を韜み而る後に冠する也。此の**纒**は蓋し織成，緇帛廣さ二尺二寸，長さ祇六尺，剪裁を待たず。故に「冠織」と曰ふ。漢制，齊の三服冠「冠幘**纒**を獻ず」，正に是れ織成なる

1) 「子事父母，雞初鳴，咸盥漱，櫛、**纒**、笄、總、拂髦、冠、綏、纓、端、鞞、紳、搢笏」注。

2) 阮元本は經文「**纒**」の上に「緇」字有り，注文「幘」下に「梁也」二字有り。

3) 士冠禮「贊者奠**纒**笄櫛于筵南端，賓揖將冠者，將冠者即筵坐，贊者坐櫛設**纒**，賓降，主人降，賓辭，主人對，賓盥卒，壹揖，壹讓，升，主人升，復初位，賓筵前坐正**纒**」，注に「正**纒**者，將加冠宜親之」。

者、注に「方目の紗の如し」と云ふ。<sup>4)</sup> 按ずるに之れを引申して、罔に「纒」と名づくる者有り。薛綜曰く「纒は網箕の形の如し、後を狭め前を廣む」。<sup>5)</sup> 西京賦に曰く「鯁鮒を纒す」、呉都賦に曰く「鱮紗を纒す」<sup>6)</sup> と。○『釋名』に「纒は以て髪を韜む者也、纒を以て之れを爲る。因りて以て之が名と爲す」と。<sup>7)</sup> 按ずるに劉の語誤れるに似たり。本と韜髪<sup>ケイシ</sup>の併と爲し、纒いで乃ち以て帛の併と爲す。劉の語の如ければ乃ち其の先後を<sup>さかしま</sup>倒にす。

(二) 所綺の切、十六部。亦た「**纒**」<sup>8)</sup> に作る。同じ。問喪「**雞斯**」は即ち「**笄纒**」の段借也。<sup>9)</sup>

(三) 六字各本無し。『集韻』<sup>10)</sup>、『類篇』<sup>11)</sup>、『韻會』<sup>12)</sup> 引く所皆な有るに依る。蓋し古注の存する者なり。

纒、冠卷維也<sup>(一)</sup>、从糸玄聲<sup>(二)</sup>、紕、紕或从弘、

紕、冠卷の維也、糸に从ふ、玄の聲、紕、紕或いは弘に从ふ、

(校) 二徐「維」字無し。

(一) 「維」字、今『玉篇』<sup>13)</sup> に依りて補ふ。「卷」、『經典釋文』「起權の反」。<sup>14)</sup> 玉藻「縞冠玄武」、注に曰く「武は冠卷也、古者冠は卷と殊れり」<sup>15)</sup>。禘記の注に曰く「秦人は委と曰ひ、齊東は武と曰ふ」<sup>16)</sup>、喪大記の注に曰く「武は吉冠の卷也」<sup>17)</sup>。冠卷は「紕」と併するを得ず。故に「冠卷」下に「維」字有るを知る。必ず古本爲り。『周禮』弁師<sup>18)</sup>の注に「朱紕は朱組を以て紕と爲す也、

4) 『漢書』元帝紀「齊三服官」注「李斐曰、齊國舊有三服之官、春獻冠幘**纒**爲首服、……、師古曰、齊三服官、李說是也、**纒**與纒同、音山爾反、即今之方目紕也」。今本は「如」を「即今之」、「紗」を「紕」に作る。また『漢書』江充傳「冠禪纒」注「師古曰、……、纒、織絲爲之、即今方目紗是也、纒音山爾反」、張敞傳「柱後惠文」注「晉灼曰、漢注法冠也、一號柱後惠文、以纒裏鐵柱卷、……、師古曰、晉說是也、纒即今方目紗也、纒音山爾反」は「紗」に作るが、「如」は「即今」に作る。

5) 『文選』卷2 西京賦「纒鯁鮒」注。

6) 『文選』卷5

7) 釋首飾。

8) 止聲は十六部。二篇下 6a 辵部「述、遂也、从辵止、征、徙或从彳」(二徐本は「止」下に「聲」字有り) 段注に「各本有聲字、非也、止在一部、徙在十六部」。

9) 『禮記』問喪「親始死雞斯」注「雞斯當爲笄纒、聲之誤也」。

10) 上四紙・躡(所綺切)小韻。

11) 十三上。

12) 上四紙・躡(所綺切)小韻。

13) 糸部第四百二十五。

14) 下文引く玉藻注「冠卷」釋文。

15) 阮元本は「冠」下「卷」上に「與」字無し。釋文「冠卷、起權反、下同」。

16) 雜記上「委武玄縞」注。注の上文に「委武、冠卷也」。阮元校勘記に「惠棟校宋本、岳本、嘉靖本、衛氏集說並同、閩、監、毛本東誤人」。釋文「冠卷、苦圖反」。

17) 「弔者襲裘加武帶經」注。

18) 夏官下。

紘一條、**兩端**を武に屬く<sup>19)</sup>、又た曰く「紐は小鼻 武の上に在り、笄の貫く所也<sup>20)</sup>」と。士冠禮の注に曰く「笄有る者は組を屈して紘と爲し、垂して飾と爲す。笄無き者は纓、其の條を結ぶ」と。<sup>21)</sup> 按ずるに「笄有る者」は冕弁を謂ひ、「笄無き者」は冠を謂ふ。許 一部「冠」下に曰く「弁冕の總名也<sup>22)</sup>」と。則ち此に「冠卷維」と云ふ者は冕弁の紘の一組を以て頤下自りして上げ、**兩端**を武に屬くる者を謂ふ也。蓋し笄は武を貫く。紘は實は笄首に屬くる<sup>のみ</sup>耳。許は笄を以て卷に統ぶ。故に「冠卷の維」と曰ふ。許、鄭說略は同じ。戴先生說に「冠は笄無く武有り、冕弁は笄有り武無し。紘は笄に屬く」と。<sup>23)</sup> 說更に明了なり。○之れを引申して凡そ中寛き者を「紘」と曰ふ。如へば、月令「其の器圓くして以て閔なり」、<sup>うちほう</sup>「閔は讀みて紘と爲す」と。<sup>24)</sup> 淮南の書に「八紘」有り。<sup>25)</sup>

(二) 戸萌の切、古音は六部に在り。<sup>26)</sup>

19b

紘、冕冠**竅**耳者<sup>(一)</sup>、从糸尢聲<sup>(二)</sup>、

紘、冕冠の耳を**竅**ぐ者、糸に从ふ、尢の聲、

(校) 二徐、「**竅**」を「塞」に作る。<sup>27)</sup>

(一) 魯語<sup>28)</sup>に「王后親ら玄紘を織る」、韋曰く「紘は瑱を縣けて耳に當つる所以の者」と。齊風「充耳素を以てす」「充耳青を以てす」「充耳黄を以てす」<sup>29)</sup>の箋に云く、「素、青、黄は瑱を縣くる所以の者を謂ふ。或いは名づけて「紘」と爲す。之れを織るに、人君は五色、臣は

19) 「玉笄、朱紘」注。

20) 「皆玄冕、朱裏、延紐」注。

21) 「皮弁笄、爵弁笄、緇組紘、纓邊」注。

22) 七篇下 36a 「冠、**養**也、所曰**養**髮、弁冕之總名也」。

23) 『東原文集』卷 2 「記冕弁冠」に「凡冕弁笄、有笄者紘」、また「冠之異於弁者、……、冠無笄而冕弁有笄、笄所以貫之於其左右、是以冠無之、凡無笄者纓、……、余以謂冠弁之名、則弁而非冠也」などと見える。

24) 「其器圓以閔」注に「閔讀如紘、紘謂中寛象土含物」。阮元本は「爲」を「如」に作る。阮元校勘記に「閔、監、毛本同、岳本同、嘉靖本同、衛氏集說同、段玉裁按本如改為」。

25) 原道訓に「八紘九野」(注「八紘、天之八維」)、**壘**形訓に「八**殫**之外而有八紘」(注「紘、維也」)「凡八紘之氣、是出寒暑以合八正、必以風雨、八紘之外乃有八極」「八紘、八**殫**、八澤之雲以雨九州而和中土」。

26) 戸萌切(耕韻)は今韻古分十七部表では十一部、尢聲は古十七部諧聲表では六部。

27) 五篇上 26a **𡗗**部「**竅**、窆也」段注に「穴部曰、窆、竅也。此與土部塞音同義異、與心部**竅**音同義近。塞、隔也、隔、塞也、與**竅**窆訓別。**竅**、實也、實、富也、與**竅**窆訓近。凡填塞字皆當作**竅**、自塞行而**竅**皆廢矣。「塞」は十三篇下 31b、「**竅**」は十篇下 30a に見える。

28) 魯語下。

29) 著。それぞれの下文に「尚之以瓊華乎而」「尚之以瓊瑩乎而」「尚之以瓊英乎而」。

則ち三色<sup>のみ</sup>而已<sup>30)</sup>、「瓊華、瓊瑩、瓊英は紃の末に縣くるを謂ふ。所謂る瑱也<sup>31)</sup>」と。玉裁按ずるに、紃は瑱を縣くる所以、瑱は耳を塞ぐ所以、紃は耳を塞ぐ者に非ざる也。『大戴禮』「黈紃もて耳を塞ぐは聰を揜ふ所以<sup>32)</sup>」、「黈」は黄色也。「紃」は「纁」に同じ。薛綜 東京賦の注に曰く「黈纁は、黄綿の大いさ丸の如きを以て冠の兩邊に縣け耳に當て、妄りに不急の言を聞くを欲せざるを言ふ」と。<sup>33)</sup> 此れ薛氏 辭に緣りて訓を生ず。『大戴』の「紃」字は乃ち「紃」の譌り、形の誤り也。黄色の紃下垂して耳に充つ。人君の紃は五色、故に或いは單に玄を擧げ或いは單に黄を擧げて以て他色を該ぬ。「紃」を譌りて「紃」に爲る自り、漢初諸儒辨證する能はず、禮緯<sup>34)</sup>、「答難」<sup>35)</sup>、「東京賦」諸書又改めて「纁」に作るは、薛氏の繆説に因起し而して呂忱<sup>36)</sup>、顔師古之れに従ふ。黄綿を用ひて耳を塞ぐは禮無き所。士喪禮に曰く「瑱は白纁を用ふ」と。豈に生時に纁を以て耳に充つる者有らん。如淳『漢書』注に曰く「玉を以て瑱と爲し、黈纁を以て之れを縣く」<sup>37)</sup>と。如の語亦た明了を欠く。古文の用字斷じて條繩を呼びて纁と爲す者有る無し。許書の「冕冠の耳を塞ぐ者」は當に「冕冠の塞耳を縣くる所以の者」に作るべし。乃ち鄭箋『詩』、韋注『國語』と合ふ。鄭、韋は之れを析言し、許は之れを渾言する耳。引申の義は衾紃爲り、鄭云く「被識」也と。<sup>38)</sup> 按ずるに今人の語は之れを當頭と謂ふ。即ち耳に當つるの意。又た「紃五鼓を打つが如し」<sup>39)</sup>は、亦た鼓面に當りて聲有るを謂ふ也。

(二) 都感の切、七部。

30) 阮元本に「素、青、黄」は無く、初出の「充耳以素乎」箋に「以素爲充耳」に續き「謂」以下の文が見える。

31) 阮元本に「瓊華、瓊瑩、瓊英」は無く、初出の「尚之以瓊華乎而」箋に「飾之以瓊華者」に續き「謂」以下の文が見える。

32) 子張問入官。今本(王聘珍『解詁』)は「黈」を「紃」に作り(孔廣森『補注』、戴震は「紃」を「黈」に改める)。「揜」を「揜」に作る。また、東方朔「答客難」(『漢書』、『文選』)は「黈纁充耳、所以塞聰」に作る。(注35)参照)

33) 『文選』卷3。

34) 『後漢書』輿服志下「旁垂黈纁」注に「禮緯曰、旒垂目、纁塞耳、王者示不聽讒、不視非也」。

35) 東方朔「答客難」(『漢書』東方朔傳、『文選』卷45)に「黈纁充耳、所以塞聰」。顔注「如淳曰、黈音工苟反、謂以玉爲瑱、用黈纁縣之也、師古曰、如説非也、黈、黄色也、纁、綿也、以黄綿爲丸、用組懸之於冕、垂兩耳旁、示不外聽、非玉瑱之縣也」。李善注「皆大戴禮孔子之辭也、薛綜東京賦注曰、黈纁以黄綿爲丸、懸冠兩邊當耳、不欲聞不急之言也」。

36) 『後漢書』輿服志下「旁垂黈纁」注に「呂忱曰、黈、黄色也、黄縣爲之」。

37) 注35)参照。今本『漢書』注は「黈纁」上の「以」を「用」に作る。

38) 『禮記』喪大記「大斂、……、紃五幅、無紃」注に「紃、以組類爲之、綴之領側、若今被識矣」。釋文に「被識、式志反、又音志、又音式、下同」。また『儀禮』士喪禮「緇衾裏無紃」注「紃、被也」。阮元本注は「被也」だが、釋文に「被識、申志反」、阮元校勘記に「紃被也、徐本同、釋文、通典、集釋、通解、楊、敖、毛本被下有識字、張氏曰、紃、被之識也、所以識前後也、無識字、則句不成文」。

39) 『晉書』鄧攸傳。

20a

纓，冠系也<sup>(一)</sup>，从糸嬰聲<sup>(二)</sup>，

纓，冠の系也，糸に从ふ，嬰の聲，

(一)「冠系」は以て冠を系くる可き者也。「糸」なる者は係也。<sup>40)</sup>二組を以て冠卷に系け頤下に結ぶを是れ「纓」と謂ふ。「紘」の下自りして上り笄に系くる者と同じからず。冠は纓を用ひ、冕弁は紘を用ふ。纓は以て武を固め、即ち以て冠を固む。故に「冠の系」と曰ふ。玉藻の記に曰く「玄冠に朱組の纓，天子の冠也，緇布冠に纓，諸侯の冠也，玄冠に丹組の纓，諸侯の齊冠也，玄冠に綦組の纓，士の齊冠也」と。許此の「冠」字は専ら冠を謂ひ、冕弁を該ねず。

(二)於盈の切，十一部。

20b

紘，纓卷也<sup>(一)</sup>，从糸央聲<sup>(二)</sup>，

紘，纓卷也，糸に从ふ，央の聲，

(一)此の「卷」亦た起權の反。<sup>41)</sup>「卷」本と「𠂔曲がる」と訓じ、引申して凡そ曲の僂と爲す。<sup>42)</sup>「纓卷」は纓の曲繞を謂ふ也。是れ「紘」爲り。

(二)於兩の切，十部。

綏，系冠纓𠂔者<sup>(一)</sup>，从糸委聲<sup>(二)</sup>，

綏，冠に系くる纓の𠂔るる者，糸に从ふ，委の聲

(校)二徐，「纓」下に「𠂔者」二字無く，「也」字有り。

(一)各本「冠に系くる纓也」に作る。『韻會』「也」字無し。<sup>43)</sup>皆な非，今正す。「綏」は「纓」と材を異にする無し。其の餘を垂らせば則ち綏と爲し，垂らさざれば則ち纓卷の間に𠂔す。内則「冠し綏し纓す」注に曰く「綏なる者<sup>44)</sup>は纓の飾也」，正義に曰く「纓を頤下に結び以て冠を固む。結の餘る者散じて而して下に垂らすは之れを綏と謂ふ」と。按ずるに玉藻に曰く「事有りて然る後に綏す」<sup>45)</sup>，檀弓に曰く「喪冠は綏せず」<sup>46)</sup>と。其の餘は𠂔す也。之れを引申して

40) 十二篇下 62a 糸部「系，縣也」(二徐本は「縣」を「繫」に作る) 段注に「系者垂統於上而承於下也，系與係可通用，然經傳係多謂束縛，故係下曰繫束也，其義不同」。八篇上 34a 人部「係，繫束也」。

41) 「紘」字説解の「冠卷」の「卷」が起權反であることが，「紘」字段注 (p.118) に見える。

42) 九篇上 32a 巾部「卷，𠂔曲也」段注に「卷之本義也，引伸爲凡曲之僂」。

43) 平上四支・狔(儒佳切) 小韻「綏，説文，系冠纓，从糸委聲」。

44) 阮元本は「者」字が無い。

45) 注に「燕無事者去飾」，釋文に「綏，本又作蕤，耳佳反，注及下皆同」。

46) 檀弓上。注に「去飾」，釋文に「不綏，本又作綏，同，耳崔反」。

旌旗の「綏」と爲す。<sup>47)</sup> 旄牛の尾を以て之れを爲る。古字或いは「蕤」<sup>48)</sup> に作り、或いは「綏」を段りて之れと爲す。<sup>49)</sup>

(二) 儒佳の切、古音は十六部に在り。<sup>50)</sup>

縹、織成帶也<sup>(一)</sup>、从糸昆聲<sup>(二)</sup>、

緄、織成の帶也、糸に从ふ、昆の聲、

(校) 二徐「成」字無し。

(一) 各本「成」字無し。『文選』七啓注<sup>51)</sup>、『後漢』南匈奴傳注<sup>52)</sup>に依りて補ふ。『玉篇』「帶」を「章」に誤る。<sup>53)</sup> 凡そ翦裁を待たざる者を「織成」と曰ふ。「緄帶」は『後漢書』に見ゆ。<sup>54)</sup> 蓋し三代の時の物に非ざる也。『詩』小戎「竹柲緄縹」、毛傳に曰く「緄は繩」也と。<sup>55)</sup> 此れ古義也。而して許之れを取らず。過てり。漢碑用て「袞」字<sup>56)</sup>と爲す。<sup>57)</sup>

47) いずれも阮元本は「綏」に作るが、「蕤」字段注には以下のような例が挙げられている。『周禮』天官・夏采に「掌大喪以冕服復于大祖，以乘車建綏復于四郊」，注に「故書綏為禮，杜子春云，當為綏，禮非是也，玄謂，明堂位曰，凡四代之服器，魯兼用之，有虞氏之旌，夏后氏之綏，則旌旒有是綏者，當作綏，字之誤也，綏以旄牛尾為之，綴於幢上，所謂注旌於干首者，王祀四郊，乘玉路建大常，今以之復，去其旒異之於生，亦因先王有徒綏者，土冠禮及玉藻，冠綏之字故書亦多作綏者，今禮家定作蕤」，『禮記』曲禮上に「武車綏旌」，王制に「天子殺則下大綏，諸侯殺則下小綏」，注に「綏當為綏，綏有虞氏之旌旗也」，明堂位に「夏后氏之綏」，注に「綏當為綏，讀如冠蕤之蕤」，雜記上に「以其綏復」，注に「綏當為綏，讀如蕤實之蕤，字之誤也」。

48) 一篇下 34b 艸部「蕤，艸木華兒，从艸蕤聲」，段注に「引伸凡物之垂者皆曰蕤，冠綏系於纆而垂者也，禮家定爲蕤字，夏采建綏，王制大綏小綏，明堂位夏后氏之綏，禘記以其綏復，鄭君皆改爲綏字，謂旄牛尾之垂於杠者也，讀如冠蕤，蕤實之蕤，白虎通說蕤實曰，蕤者下也，實者敬也」また「唐韻儒佳切，非也，當儒隨切，入五支，古音在十六部也，蕤從生豕聲，豕聲在十六部，綏綏字亦皆同部」。

49) 注 47) 引く『周禮』鄭注及び注 45)46) 引く『禮記』釋文參照。

50) 今韻古分十七部表で儒佳切（脂韻）は十五部，古十七部諧聲表で委聲も十五部だが、「蕤」字段注は「蕤」の聲符「蕤」は「豕」を聲符とし，豕聲は十六部なので，「綏」「綏」も同部だという。注 48) 參照。

51) 卷 34。「緄佩綱縹，或彫或錯」李善注に「說文曰，緄，織成帶也，古本切」。

52) 「童子佩刀，緄帶各一」注に「說文曰，緄，織成帶也，音古本反」。

53) 『大廣益會玉篇』糸部第四百二十五「緄，古本切，織成章也，繩也」。

54) 南匈奴傳のほか、輿服志上にも見える。

55) 秦風。阮元本は「柲」を「閉」に作るが，釋文に「竹閉，悲位反，本亦作柲，……」とあり，『周禮』考工記・弓人注引く所は「柲」に作る。「柲」に作るのは『儀禮』「兩籩無縹」注、既夕禮・記「有柲」注引く所。士喪禮注の校勘記に「竹柲緄縹，柲通典作闕，案詩作闕，陸於彼釋云，本亦作柲」といい，『通典』卷 85 引く所は「闕」に作るが，阮元本は「閉」に作り，校勘記も無い。

56) 八篇上 48b 衣部「袞，天子宮先王，卷龍繡於下常，幅一龍，蟠阿上鄉」。

57) 『隸釋』卷 9 司隸校尉魯峻碑に「當<sub>讀</sub>緄戰」，卷 11 巴郡太守樊敏碑に「當窮台緄」益州太守高頌碑に「當登緄戰」。「袞戰」は『毛詩』大雅・烝民に見え，疏は「袞戰，實王職也」とするが，『後漢書』では，蔡茂傳に「袞戰有闕，君其補之」，楊賜傳・哀策に「五登袞戰」，逸民傳（法真傳）に「臣願聖朝就加袞戰」など見え，蔡茂傳注に「三公服袞，畫為龍，龍首袞袞然，故言袞龍」，逸民傳注に「毛詩曰，袞戰有闕，謂三公也」というように，『後漢書』では三公の職を指す。「台袞」も三公の職を指すようで，『魏書』『北史』『梁書』『陳書』などに見える。

（二）古本の切，十三部。

紳，大帶也<sup>(一)</sup>，从糸<sup>(二)</sup>申聲<sup>(三)</sup>，

紳，大帶也，糸に从ふ，申の聲

（一）巾部「帶」下に曰く「紳也」と。<sup>58)</sup> 此れと轉注爲り。革部「鞶」下に云く「大帶也」「男子帶鞶し，婦人帶絲す」と。<sup>59)</sup> 「帶」下に云く「紳也，男子鞶帶し，婦人帶絲す」と。皆な古への大帶、革帶に於いて分別せず。是れ其の疏也。古へ革帶有りて以て佩を系け，而る後に之れに大帶を加ふ。紳は則ち大帶の垂るる者也。玉藻に曰く「紳の長さの制，士は三尺，子游曰く，帶下を參分し紳は二に居ると」，注に云く「紳は帶の垂るる者也。其の屈して而して重きを言ふ也」と。許但だ「大帶」と云ふは亦た是れ渾言し析言せず。蓋し許の意は革帶を以て大帶に続べ，帶の垂るる者を以て帶に続ぶ。言を立つるに分別せざる也。

（二）大帶は素を用ひ練を用ふ。故に「糸」に从ふ。

（三）失人の切，十二部。

21a

鞶，帶緩也<sup>(一)</sup>，从糸單聲<sup>(二)</sup>，

鞶，帶緩き也，糸に从ふ，單の聲，

（一）「鞶」の言は縶<sup>60)</sup>也。『韓詩』「檀車縶縶たり」，『毛詩』「鞶鞶」に作る。<sup>61)</sup>

（二）昌善の切，十四部。

綬，鞶維也<sup>(一)</sup>，从糸受聲<sup>(二)</sup>，，

綬，鞶の維也，糸に从ふ，受の聲，

（一）「鞶」<sup>62)</sup>，古文は「市」に作る。「鞶」<sup>63)</sup>也。「鞶の維」は鞶を維<sup>むす</sup>ぶ所以の者を謂ふ。釋器に曰く「璫は瑞也」と。<sup>64)</sup> 此れ玉瑞を謂ふ也。又た曰く「璫は綬也」，郭云く「即ち佩玉の組，

58) 七篇下 46a。

59) 三篇下 2b。

60) 十三篇上 6a 糸部「縶，偏緩也」。

61) 小雅・杕杜。傳に「鞶鞶，敝貌」，釋文に「鞶鞶，尺善反，又勅丹反，敝貌，說文云，車敝也，從巾單，韓詩作縶，音同」。

62) 七篇下 55a 巾部に「市，鞶也，……，鞶，篆文市，从韋从友，俗作縶」。「鞶」段注に「此爲篆文，則知市爲古文也，先古文後小篆」。

63) 五篇下 39a 革部「鞶，鞶也，所目蔽前者，呂韋，下廣二尺，上廣一尺，其頸五寸，一命縶鞶，再命赤鞶」。

64) 注に「詩曰，鞶鞶佩璫，璫者玉瑞。『詩』は小雅・大東。傳に「鞶鞶，玉貌，璫，瑞也」箋に「佩璫者以瑞玉爲佩」。



瑞を連繫する所以の者、因りて通じて之れを璫と謂ふ」（今本字誤れり<sup>65</sup>）と。古者 韍、佩は皆革帯に糸を穿く。佩玉の糸は之れを「璫」と謂ひ、俗字は「綬」に爲り、又た之れを「綬」と謂ふ。韍の糸も亦た之れを「綬」と謂ふ。『爾雅』之れを渾言し、許之れを析言す。「韍」を言へば以て「佩」を該める可き也。之れを「綬」と謂ふ者は、韍、佩と革帯の間に聯ねて而して之れを受くる者有り。故に「綬」と曰ふ。玉藻に曰く「天子は白玉を佩び而して玄組の綬、公侯は山玄玉を佩び而して朱組の綬、大夫是水蒼玉を佩び而して純組の綬、世子は瑜玉を佩び而して綦組の綬、士は瑗<sup>66</sup> 玨を佩び而して緇組の綬、孔子象環五寸を佩び而して綦組の綬」と。是れ其の制也。司馬氏輿服志に曰く「五伯<sup>67</sup> 迭興し、戰兵息まず。是に於て韍佩を解き去り、其の係璫を留め、以て章表と爲す。故に詩に「璫璫佩璫」と曰ふは、此れの謂ひ也。秦に至り乃ち采組を以て璫に連結す。光明の章表、轉相して結び受<sup>68</sup> く。故に之れを綬と謂ふ。漢承けて改めず」と。<sup>69</sup> 夫れ大東の言ふ所、其の時未だ嘗て玉を去らず。「綬」は玉藻、『爾雅』に見ゆ。秦漢に至りて乃ち此の名有るに非ず。古への所謂る「綬」なる者は「璫」也。秦漢の「緇」也。秦漢の所謂る綬なる者は以て古への韍佩に代ふる所也。古の綬に非ざる也。然らば則ち許は「綬は韍の維也」と曰ひ、又た「組は綬の屬也」と曰ふ。此れ古への綬也。又た「緇は綬の維也」<sup>70</sup> 「緇は綬の紫青色也」<sup>71</sup> 「綸は青絲の綬也」<sup>72</sup> と曰ふ。此れ秦漢の綬也。秦漢「韍佩」を改めて「綬」と爲し、遂に「綬」を改めて「緇」と爲す。此の名の遷移は當に正すべき者也。

(二) 殖西の切、三部。

21b

組、綬屬也<sup>(一)</sup>、其小者目爲冠纓<sup>(二)</sup>、从糸且聲<sup>(三)</sup>、

組、綬の屬也、其の小なる者は目て冠纓と爲す、糸に从ふ、且の聲、

(校)「也」、二徐無し。「冠」、二徐「冕」に作る。

(一)「屬」は當に「織」に作るべし。淺人改むる所也。「組」は以て綬を爲す可し。組は綬の

65) 阮元本經注は「璫」を「緇」に作り、注「瑞」下に「玉」字有り。

66) 阮元本は「瑗」を「璫」に作る。

67) 『集解』本同じ。今本『後漢書』は「伯」を「霸」に作る。

68) 『集解』に「惠棟曰、受一作綬」。

69) 今本『後漢書』輿服志下は「息」下に「佩非戰器、韍非兵旗」八字有り、「璫璫」を「鞞鞞」に作り、「謂也」下に「韍佩既廢」四字有り、「秦」上に「至」字無く、「承不改」は「承秦制、用而弗改」に作る。注に「徐廣曰、今名璫爲緇」。

70) 十三篇上 22a。p.126。

71) 十三篇上 22a。二徐は「色」字無し。p.125 參照。

72) 十三篇上 22b。二徐同じ。段注本は「青」上に「糾」字有り。「綸」字段注 (p.127) 參照。

類に非ざる也。「綬織」は猶ほ「冠織」<sup>73)</sup>のごとし。織成の幘梁<sup>74)</sup>は之れを「纒」と謂ふ。織成の綬の材は之れを「組」と謂ふ。玉藻「綬」必ず「組」に連なる。「玄組の綬」、「朱組の綬」と曰ふは是れ也。内則に「紕を織り紕を組む」と曰ひ、『周禮』典絲は「組」を掌る<sup>75)</sup>。『詩』に曰く「轡を執ること組の如し」<sup>76)</sup>、傳に曰く「組は組を織る也。轡を執ること組の如しとは、衆を御して文章有り。能く衆を制し近に動き遠に成すを言ふ也」と。按ずるに詩の意は組の柔の如きを謂ふに非ず<sup>77)</sup>、織組の經緯文を成すが如きを謂ふ。衆の縷を御し而して亂れず、始め自り終りに至るまで秩然たり。能く衆を御する者は之くの如き也。織成の後用ふる所の鞞佩の系は其の大なる者也。

(二) 各本「冠」を「冕」に作る。今七啓の李注<sup>78)</sup>、『急就』の顔注<sup>79)</sup>に依りて正す。冕は紕を用ひ、冠は縷を用ふ。冕は冠と稱す可し。冠は冕と稱するを得ざる也。玉藻に曰く「玄冠に朱組の縷は天子の冠也、緇布冠に緇綉は諸侯の冠也、玄冠に丹組の縷は諸侯の齊冠也、玄冠に綦組の縷は士の齊冠也」と。「綉」は「縷」と材を同じうす。故に諸侯「綉」を言ひて「縷」を言はず。縷は組の細き者を以て之れを爲る。大は組綉と爲し。小は組縷と爲す。其の中の用多し。典絲供する所、受くる所の「組」<sup>80)</sup>は是れ也。

(三) 則古の切、五部。

22a

縹，綬紫青色也<sup>(一)</sup>，从糸冏聲<sup>(二)</sup>，

縹，綬の紫青色也，糸に从ふ，冏の聲，

(校)「色」，二徐無し。

(一) 各本「色」無し。今『後漢』南匈奴傳<sup>81)</sup>、『大平御覽』<sup>82)</sup>に依りて正す。百官公卿表に曰く「丞相，金印紫綬，高帝十一年，名を相國に更め，緋綬」<sup>83)</sup>と。徐廣曰く「紫に似る。紫綬は縹

73) 十三篇上 19a 「纒，冠織也」。p.117 参照。

74) 『儀禮』士冠禮「緇纒廣終幅」注に「纒，今之幘梁也」。「纒」字段注 (p.117) 参照。

75) 天官・典絲に「凡祭祀，共黼畫組就之物，喪紀，共其絲纒組文之物，凡飾邦器者，受文織絲組焉」。

76) 邶風・簡兮。阮元本の傳は「組也」下に「執轡如組」無く「武力比於虎，可以御亂」九字有り。「執轡如組」は鄭風・大叔于田にも見える。

77) 『詩集傳』に「組，織絲爲之，言其柔也，……，則轡柔如組矣」。

78) 『文選』卷 34。「華組之縷」注に「說文曰，組綉屬也，小者以爲冠縷」。

79) 卷 2・第九章「綸組緇綉以高遷」注「組，亦綉類也，其小者以爲冠縷」。

80) 注 75) 参照。

81) 『螿縹綉』注に「縹，古蛙反，又說文曰，紫青色也」。

82) 卷 682 儀式部三・綉「說文曰，縹，紫青色綉也」。

83) 『漢書』百官公卿表下。今本は「緋」を「綠」に作る。また，引用には省略がある。

綬と名づく。其の色は青紫」何承天云く「縞は青紫色也」と。<sup>84)</sup> 按ずるに紫なる者は、水火を剋するの閑色<sup>85)</sup>、又た水に因りて木を生じ而して色は青。是れ紫青色と爲す。

(二) 古蛙の切、古音は十七部に在り。<sup>86)</sup>

綬，綬維也<sup>(一)</sup>，从糸逆聲<sup>(二)</sup>，

緦，綬の維也，糸に从ふ，逆の聲，

(一) 此の「綬」は漢の綬を謂ふ也。「乘輿は長さ丈九尺九寸，四百石、三百石、二百石に至れば長さ丈五尺，百石は長さ丈二尺」なる者<sup>87)</sup>は是れ也。「綬の維」は之れを「緦」と謂ふ。「乘輿より二千石に至るは皆な長さ三尺二寸，千石より二百石に至るは皆な長さ三尺」なる者<sup>88)</sup>は是れ也。司馬彪曰く「緦なる者は古への佩璲也，佩綬相ひ迎へ受く，故に緦と曰ふ」と。按ずるに當に「綬と相ひ迎へ受く，故に緦と曰ふ」と曰ふべし。「緦」の言は逆<sup>89)</sup>也。漢の「緦」は古への「綬」也。漢の「綬」は猶ほ古への「韞佩」のごとき也。「緦」篆，其の創は李斯の輩に於いてか。

(二) 宜戟の切、古音は五部に在り。<sup>90)</sup>

纂，侶組而赤<sup>(一)</sup>，从糸算聲<sup>(二)</sup>，

纂，組に侶て而して赤し，糸に从ふ，算の聲，

(一) 『漢』景帝紀に曰く「錦繡纂組は女紅を害する者也」，臣瓚此を引きて注を爲す。<sup>91)</sup> 按ずるに組の色同じからず。「組に似て而して赤き」者は則ち之れを「纂」と謂ふ。釋詁に曰く「纂は繼也」<sup>92)</sup>と。此れ「纂」は即ち「繼」<sup>93)</sup>の段借と謂ふ也。近人用て撰集の僞と爲す。

84) 『後漢書』輿服志下「諸國貴人，相國皆綠綬，……」注に「徐廣曰，金印綠綬綬，綬音戾，草名也，以染似綠，又云，似紫，紫綬名縞綬，……，何承天云，縞音媯，青紫色綬，……」。何承天説は「色」下に「綬」字が有る。『集解』本は徐廣説の「縞」下に「綬」字が無い。

85) 十三篇上 16a 糸部「紫，帛青赤色也」段注参照。

86) 古蛙切(佳韻)は今韻古分十七部表では十六部，高聲は古十七部諧聲表では十七部。

87) 『後漢書』輿服志下に「乘輿黃赤綬，……，長丈九尺九寸，……，四百石、三百石、二百石黃綬，……，長丈五尺，……，百石青紺綬，……，長丈二尺」。

88) 『後漢書』輿服志下に「九卿，中二千石、二千石青綬，……，自青綬以上，緦皆長三尺二寸，……，緦者古佩璲也，佩綬相迎受，故曰緦，……」。

89) 二篇下 5a 糸部「逆，迎也」段注に「逆迎雙聲，二字通用」。

90) 宜戟切(陌韻)は今韻古分十七部表では十六部，彔聲は古十七部諧聲表では五部。『六書音均表』一・弟五部弟十六部入聲分用説に「弟五部入聲與弟十六部入聲，周秦漢人分用，晉宋而下多以弟五部入聲之字韻入於弟十六部」。

91) 後二年四月詔。顔注に「臣瓚曰，許慎云，纂，赤組也」。

92) 釋詁上。

93) 十三篇上 6a 糸部「繼，繼也」段注に「或段纂爲之」。

（二）作管の切，十四部。

22b

紉，系也<sup>(一)</sup>，一曰結而可解<sup>(二)</sup>，从糸丑聲<sup>(三)</sup>，

紐，系也，一に曰く，結びて解く可し，糸に从ふ，丑の聲，

（一）今本「糸」下に曰く「係也」と。<sup>94</sup>「係」なる者は結束也。<sup>95</sup>

（二）「結」なる者は「締也」<sup>96</sup>。「締」なる者は「結びて解けざる也」<sup>97</sup>。其の「解く可き」者を「紐」と曰ふ。喪大記に曰く「小斂大斂皆な左衽し絞を結びて紐せず」，正義に云く「生時の帯は竝びに屈紐を爲し，抽解し易すからしむ。若し死すれば則ち復た解く義無し。故に之れを絞束して結び畢へ，紐を爲さざる也」と。

（三）女久の切，三部。

綸，糾青絲綬也<sup>(一)</sup>，从糸侖聲<sup>(二)</sup>，

綸，青絲を糾<sup>あざな</sup>ふ綬也，糸に从ふ，侖の聲，

（校）「糾」，二徐無し。

（一）各本「糾」字無し。今西都の賦の李注<sup>98</sup>、『急就篇』の顔注<sup>99</sup>に依りて補ふ。「糾」は「三合」の「繩」也<sup>100</sup>。青絲を糾ひ綬を成すを是れ「綸」と爲す。郭璞の賦<sup>101</sup>に「青綸糾ふを競ふ」と云ふは正に此の語を用ふ。緇衣の注に曰く「綸は今有秩、畜夫佩ぶる所也」<sup>102</sup>。釋艸「綸は

94) 十二篇下 62a 糸部「系，縣也」。二徐は「縣」を「繫」に作るが，いずれも「係」ではない。「系」字段注に「縣各本作繫，非其義，今正，貝部曰，縣者系也，引申爲凡總持之稱，故系與縣二篆爲轉注，系者垂統於上而承於下也，系與係可通用」。しかし，九篇上 17b 貝部「縣」の説解は「繫也」。「縣」字段注は「繫當作系，繫者繫紉也，一名惡絮，許書本非此字明矣，許自序云，據形系聯，不作繫也，系篆下云繫也，當即縣也之譌，二篆爲轉注，古懸挂字皆如此作，引伸之，則爲所系之稱」という。段玉裁は「系，繫也」を「系，縣也」に「縣，繫也」を「縣，系也」に改め，「系」と「縣」を互訓とするが，「系」でなく「係」に作るのは「系は係と通用す可し」ということか。

95) 八篇上 34a 人部「係」の説解は「繫束也」。玄應『一切經音義』卷 18 法勝阿毗曇論第二卷「係在」注に「説文，係，結束也」。

96) 十三篇上 8b 糸部「結」の説解。

97) 十三篇上 9a 糸部「締」の説解。

98) 『文選』卷 1。「絡以綸連」注。

99) 卷 2・第九章「綸組<sup>繼</sup>綬以高遷」注。但し，『説文』を引いたものではない。

100) 三篇上 5a ㄩ部「糾，繩三合也」，段注に「糸部綸下曰，糾青絲繩也，凡交合之謂之糾」。

101) 江賦。『文選』卷 12。

102) 段注下文引く緇衣「王言……」注。

綸に似る」, 郭曰く「今有秩、畜夫帯ぶる所、青絲を糾ふ綸」<sup>103)</sup>と。『法言』「五罔の綸」, 李軌云く「綸は青絲を糾ふ綬也」と。今本『法言』「糾」を改めて「如」と爲す。<sup>104)</sup>通ず可からず。輿服志を攷ふるに「乘輿は黄赤綬」「諸侯王は赤綬」「諸國貴人、相國は皆な綠綬」<sup>105)</sup>綬」「公、侯、將軍は紫綬」「九卿、中二千石、二千石は青綬」「千石、六百石は黒綬」「四百石、三百石、二百石は黄綬」「百石は青紺綸、一采、宛轉して繆ひ織る、長さ丈二尺。按ずるに「繆」は即ち「糾」字。黄綬自り以上、綬の廣さ「皆な尺六寸。皆な其の首を計ふ。「首多き者は系細く、首少き者系粗し」<sup>106)</sup>。皆な必ず經緯織り成す。百石に至りて其の首を計へず。青絲の繩を合はせて之れを辯み織る。經有りて緯無し。之れを宛轉繩<sup>107)</sup>と謂ふ。今人 絲繩の箸の如く粗きを用て帶と爲す者の若き也。緇衣に曰く「王の言絲の如くんば、其の出づるや綸の如し。王の言綸の如くんば、其の出づるや綉の如し」と。小雅<sup>108)</sup>に曰く「こ之の子お于れき釣す、われ言之が繩を綸せん」と。召南<sup>109)</sup>に曰く「其の釣するは維れ何ぞ、維れ絲伊れ緡」, 傳に云く「緡は綸也」<sup>110)</sup>と。「之が繩を綸せん」は猶ほ之が繩を糾はんと言ふがごとし。後人用ひて以て經論の字に代へ、遂に其の義をして傳はらざらしむ。

(二) 古還の切、古音は十三部に在り。<sup>111)</sup>

23a

綰, 系綬也<sup>(一)</sup>, 从糸廷聲<sup>(二)</sup>,

綰, 系綬也, 糸に従ふ, 廷の聲,

(一)「系」當に「絲」に作るべし。『廣韻』に曰く「絲綬, 帶綰」<sup>112)</sup>, 『玉篇』に曰く「絲綰は綬也」<sup>113)</sup>と。按ずるに此の「綬」は蓋し綬の類而已<sup>のみ</sup>, 印綬の綬に非ず。

(二) 他丁の切、十一部。

103) 阮元校勘記に「綸今有秩畜夫所帶糾青絲綸, 雪認本、注疏本同, 此本下綸字剗改, 按疏云綸是糾青絲繩也, 本注為說, 原刻綸當作繩, 疏引張華云, 綸如宛轉繩, 又釋言注云, 綸者繩也, 皆可證」。

104) 孝至篇。今本は「糾」を「如」に作るのみならず、「綬」を「繩」に作る。

105) 今本『後漢書』輿服志下は「綬」字が無い。

106) 今本『後漢書』輿服志下は「少」の上に「首」字が無い。

107) 緇衣「王言……如綸」疏、釋草「綸似綸」疏に「張華云, 綸如宛轉繩」。

108) 采綠。

109) 何彼襍矣。

110) 『爾雅』釋言にも見える。

111) 命聲は古十七部諸聲表で十三部だが、古還切(刪韻)は今韻古分十七部表では十四部。『六書音均表』

一・第十二部第十三部第十四部分用説に「三百篇及羣經、屈賦分用畫然、漢以後用韻過寬、三部合用」。

112) 下平十五青・汀(他丁切)小韻。

113) 糸部第四百二十五。

紼，緩也<sup>(一)</sup>，从糸𠂔聲<sup>(二)</sup>，

紼，緩也，糸に从ふ，𠂔の聲，

(一)「緩」當に「紼」に作るべし。『玉篇』「紼」の下に曰く「紼は緩也」<sup>114)</sup>と。此れ亦た緩の類也。

(二) 胡官の切，十四部。

纛，頸連也<sup>(一)</sup>，从糸暴省聲<sup>(二)</sup>，

暴，頸連也，糸に从ふ，暴の省の聲，

(一)「頸」當に「領」に作るべし。『玉篇』<sup>115)</sup>「領連」に作る。是也。領を衣に聯ぬるを謂ふ也。衣部に曰く「褌は黼の領也」<sup>116)</sup>。毛傳に曰く「褌は領也」<sup>117)</sup>。領は之れを「褌」と謂ひ，領を連ぬるは之れを「暴」と謂ふ。『玉篇』以て同字と爲す也。<sup>118)</sup>

(二) 補各の切，古音は二部に在り。<sup>119)</sup>

紵，衣系也<sup>(一)</sup>，从糸今聲<sup>(二)</sup>，紵，籀文从金<sup>(三)</sup>，

紵，衣の系也，糸に从ふ，今の聲，紵，籀文は金に从ふ，

(一) 衣襟を聯合するの帶也。今人 銅鈕を用ふるは古へに非ざる也。凡そ結帶は皆な「紵」と曰ふ。玉藻「紳、鞞、結の三齊<sup>ひと</sup>し」注に云く「結は約餘也」「結或いは紵に爲る」と。宋本此くの如し。<sup>120)</sup>韋『國語』に注して曰く「帶甲なる者は紵鎧也」と。<sup>121)</sup>「紵」今本「紵」に譌る。荀卿非十二子に曰く「其の纓の禁緩し」と。<sup>122)</sup>「禁」<sup>キン</sup>を段りて「紵」<sup>キン</sup>と爲す也。按ずるに「襟」は交衽也。俗に「衿」に作る。<sup>123)</sup>今人「衿」「紵」別たず。又た喪禮「紵は單被也」<sup>124)</sup>は乃ち「紵」の別の一義。亦た以て固く結ぶ可きの義に因りて之れを引申す。

114) 糸部第四百二十五。

115) 糸部四百二十五に「暴，布各切，領連也，亦作褌」。

116) 八篇上 51a。説解は揚之水「素衣朱褌」を引く。

117) 唐風・揚之水「素衣朱褌」傳。

118) 注 115) 參照。

119) 暴聲は古十七部諧聲表では二部だが，補各切（鐸韻）は今韻古分十七部表では五部。『六書音均表』一・弟三部弟四部弟五部分用説に「古弟二部之字多轉入於屋覺藥鐸韻中」。

120) 阮元本は「紵」を「衿」に作る。阮元校勘記に「結或為衿，惠棟按宋本同，岳本同，嘉靖本同，考文引古本，足利本同，閩、監、毛本衿誤衿，衛氏集説同」。「紵」に作る宋本については記載なし。

121) 今本『國語』呉語「為帶甲三萬」注に「帶甲，衿鎧」。

122) 『荀子』楊倞注に「禁緩，未詳，或曰讀爲紵，紵，帶也，……，紵，其禁反」。

123) 八篇上 52a 衣部に「衿，交衽也」段注は『爾雅』釋器の注「襟，交領也」，『毛詩』鄭風・子衿の毛傳「青衿，青領也」，『方言』「衿謂之交」を引き，「按衿之字一變爲衿，再變爲襟，字一耳」という。しかし，續けて「而爾雅之襟，毛傳，方言之衿，皆非許所謂衿也」ともいう。

124) 『儀禮』士喪禮「絞，衿，衾二」注。

(二) 居音の切，七部。按ずるに又た巨禁の切。<sup>125)</sup>

(三) 『玉篇』<sup>126)</sup>、『古文四声韵』<sup>127)</sup> 皆な「縁」に作る。

23b

縁，衣純也<sup>(一)</sup>，从糸彖聲<sup>(二)</sup>，

縁，衣の純也，糸に从ふ，彖の聲

(一) 此れ古を以て今を釋する也。古者は「衣純」と曰ふ。經典に見ゆ。<sup>128)</sup> 今は「衣縁」と曰ふ。「縁」は其の本字，「純」は其の段借字也。<sup>129)</sup> 「縁」なる者は其の邊に沿ひて之れを飾る也。深衣に曰く「袂縁に純し邊に純するに廣さ各おの寸半」と。<sup>130)</sup> 「袂縁」は猶ほ「袂口」のごとき也。「廣さ各おの寸半」なる者は「表裏共せて三寸」也。既夕禮の注に曰く「裳を飾るに幅に在るを紳と曰ひ，下に在るを緇と曰ふ」と。<sup>131)</sup> 「縁」の義引申して因縁、夤縁と爲す。而して俗に遂に其の音を分別す。<sup>132)</sup>

(二) 以絹の切，十四部。

縶，常削幅謂之縶<sup>(一)</sup>，从糸僕聲<sup>(二)</sup>，

縶，常幅を削るを之れ縶と謂ふ，糸に从ふ，僕の聲，

(校) 「常」，二徐「裳」に作る。

(一) 『爾雅』釋器の文也。<sup>133)</sup> 郭「其の幅を削殺す，深衣の裳也<sup>134)</sup>」と云ふ。按ずるに許書の「削」は當に「消」に作るべし。<sup>135)</sup> 「縶」の言は僕也。「僕」の言は附也。<sup>136)</sup>

125) 『廣韻』去五十二沁・矜(巨禁切)小韻に「紵，紵帶，或作襟，又音今」。又音「今」は大徐の反切「居音切」と同音。

126) 糸部第四百二十五「紵」下に「縁，籀文」。

127) 卷二下平侵第二十二に「衿縁(籀韻)」。

128) 『禮記』深衣に「具父母、大父母，衣純以纁，具父母，衣純以青，如孤子，衣純以素」。

129) 十三篇上1bに「純，絲也」，段注に「禮之純釋爲縁，實即縁之音近段借也」「常倫切，十三部」。

130) 注に「純謂縁之也，縁袂謂其口也，縁，緇也，縁邊衣裳之側，廣各寸半，則表裏共三寸矣」。

131) 「縶紳緇」注。

132) 例えば、『廣韻』下平二仙・沿(與專切)小韻に「縁，縁由，又羊絹切」，去三十三線・掾(以絹切)小韻に「縁，衣縁」，また『大廣益會玉篇』糸部第四百二十五に「縁，余泉切，絹也，因也，又余絹切，邊縁也」など。

133) 釋器も「常」を「裳」に作る。

134) 阮元本は「也」字が無い。

135) 四篇下41b刀部「削，鞞也，……，一曰析也」。十一篇上二水部「消，盡也」。

136) 三篇上35a爨部「僕，給事者」，段注は大雅・既醉「景命有僕」毛傳「僕，附也」，械樸「芄芄械樸」毛傳「樸，枹木也」，考工記序の「樸屬」(注「樸屬猶附著，堅固貌也」)を引き「此皆取附著之義，字當作僕」という。

（二）博木の切，三部。

袴，脛衣也<sup>(一)</sup>，从糸夸聲<sup>(二)</sup>，

袴，脛衣也，糸に从ふ，夸の聲

（一）今謂ふ所の套袴也。左右各おの一，衣を兩脛に分かつ。古への所謂「袴」は亦た之れを「褰」と謂ひ，亦た之れを「褻」と謂ふ。衣部に見ゆ。<sup>137)</sup> 今の満當袴の若きは則ち古へ之れを「褠」と謂ひ，亦た之れを「褡」と謂ふ。巾部に見ゆ。<sup>138)</sup> 此れ名の宜しく別つべき者也。

（二）苦故の切，五部。按ずるに此の字疑ふらくは當に「脛」<sup>139)</sup>「跨」<sup>140)</sup>に同じくし，「袴」に作るべし。今皆な袴に作る。

縵，袴紐也<sup>(一)</sup>，从糸喬聲<sup>(二)</sup>，

縵，袴の紐也，糸に从ふ，喬の聲

（一）「紐」なる者は「糸也」<sup>141)</sup>。脛衣の上に糸有りて褠帯に糸くるを「縵」と曰ふ。

（二）牽遙の切，二部。

緜，小兒衣也<sup>(一)</sup>，从糸保聲<sup>(二)</sup>，

緜，小兒の衣也，糸に从ふ，保の聲

（一）衣部に曰く，「襜は緜也」と。<sup>142)</sup> 斯干「載衣之襜」，傳に曰く「襜は襜也」と。「襜」は「緜」の俗字。古へ多く小兒の被を云ふ也。李奇曰く「小兒の大藉」，師古曰く「即ち今の小兒の緜」と。<sup>143)</sup> 古へ多く「保」<sup>144)</sup>「葆」<sup>145)</sup>字を段借す。

137) 八篇上 57b に「褠，袴也」，57a に「褠，袴也」。

138) 七篇下 47a に「褠，褠也」，47b に「褠，褠也」。「褠」字段注に「按今之套袴，古之袴也，今之満當袴，古之褠也」。

139) 四篇下 26a 肉部「脛，股也，从肉夸聲」。『五經文字』卷上肉部に「脛脛，上説文，下經典相承隸省」。

140) 二篇下 26b 足部「跨，渡也，从足夸聲」。『五經文字』卷下足部に「跨跨，上説文，下經典相承隸省」。しかし，「跨」字段注は『五經文字』の説に否定的である。

141) 十三篇上 22b 「紐」説解。p.127 参照。

142) 八篇上 58a。

143) 『漢書』宣帝紀「曾孫雖在襜緜」注に「李奇曰，……，緜，小兒大藉也，孟康曰，緜，小兒被也，師古曰，……，襜即今之小兒緜也，緜，孟說是也，襜音居丈反，緜音保，緜音補耕反」。顔師古は「襜」は「即今之小兒緜」とするが，「緜」については孟説「小兒被也」を是とする。

144) 例えば，『禮記』月令「措之于參，保介之御間」注「保猶衣」疏「保即襜保，保謂小被，所以衣覆小兒」，『後漢書』桓郁傳「昔成王幼小，越在襜保」注「保，小兒被也，保當作襜，古字通也」など。

145) 例えば，『史記』魯周公世家「成王少，在強葆之中」索隱「強葆即襜保，古字少，假借用之」正義「葆，小兒被也」，趙世家「衣以文葆」集解「徐廣曰，小兒被曰葆」など。



(二) 博抱の切，古音は三部に在り。<sup>146)</sup>

24a

縹，葳貉中女子無綺，呂帛爲脛空，用絮補核，名曰縹衣，狀如襜褕<sup>(一)</sup>，从糸尊聲<sup>(二)</sup>，

縹，葳貉中，女子綺無し，帛を以て脛空と爲し，絮を用て核を補ふ，名づけて縹衣と曰ふ，狀襜褕の如し，糸に从ふ，尊の聲，

(一)「綺無し」なる者は，左右各一の綺無き也。「帛」は『急就篇』<sup>147)</sup>に依れば當に「布」に作るべし。「空」「脛」は古今字。<sup>148)</sup>「核」は當に「覈」に作るべし。<sup>149)</sup>果覈の引申也。帛脛空と爲し，褙は絮を以て之れを裹む。今の江東の婦の卷胖の若し。「胖」は音「滂」の去聲の如し。<sup>150)</sup>是れ縹衣と名づけ，亦た母縹と曰ふ。『急就篇』に曰く「禪衣、蔽膝、布母縹」と。蓋し蔽褕、縹衣、褙三者相ひ似たり。故に「狀襜褕の如し」と曰ふ。衣部に曰く「褙は衣の前を蔽ふ」<sup>151)</sup>也，又た曰く「直裾は之れを襜褕と謂ふ」<sup>152)</sup>。此れ當に「狀襜褕の如し」と曰ふべし。當に「褕」字有るべからず。

(二) 子昆の切，十三部。

縹，條屬<sup>(一)</sup>，从糸皮聲，讀若被，或讀若水波之波<sup>(二)</sup>，

縹，條の屬，糸に从ふ，皮の聲，讀みて被の若くす，或いは讀みて水波の波の若くす<sup>153)</sup>，

(一) 按ずるに『急就篇』「縹」「緘」「緞」三字相ひ聯ぬ。<sup>154)</sup>必ず三者を一類と爲す也。「緞」は蓋し本と「縹」に作る。篆形「皮」「段」相ひ似て譌る。「緞」は乃ち又た「緞」に譌る。説

146) 保聲は古十七部諧聲表で三部だが，博抱切(皓韻)は今韻古分十七部表では二部。

147) 第十一章「禪衣、蔽膝、布母縹」注に「布母縹者，葳貉女子以布爲脛空，用絮補核，狀如襜褕，葳貉者東北之夷也，說者或云，母縹，布名，非也」。

148) 七篇下 19b「空，覈也」。「脛」は大徐新附字，四篇下肉部の後に「脛，内空也」。段玉裁は三篇下 3a 革部「鞮，履空也」注でも「按空脛古今字」という。

149) 六篇上 49b 木部に「核，蠻夷呂木皮爲匣，狀如籩尊之形也」，段注に「今字果實中曰核而本義廢矣，按許不以核爲果實中者，許意果實中之字當用覈也」。また，七篇下 44a 西部に「覈，實也，攷事兩笮遊遮其辭得實曰覈」，段注に「凡有骨之僞也，……，周禮經作覈，注作核，蓋漢人已用核爲覈矣」。

150) 「滂」(滂母唐韻)の去聲だと滂母宕韻だが，『廣韻』にはその音がなく，「胖」は去二十九換・判(普半切)小韻に見える。

151) 八篇上 56a。段注に「釋器曰，衣蔽前謂之褙，此謂衣，非謂蔽褕也」。

152) 八篇上 49b に「褕，褕翟，羽飾衣，……，一曰直裾謂之褕褕」

153) 『大廣益會玉篇』糸部第四百二十五「縹，布何切，又怖靡切，水縹，錦文也」。

154) 十一章に「履舄鞞縹緞緇」注「緞，履跟之帖也」

く者「履の後ろの帖」を以て解するに因る<sup>の</sup>耳。<sup>155)</sup>未だ是れ否らざるを知らず。

(二) 博禾の切，十七部。

繫，扁緒也<sup>(一)</sup>，从糸攸聲<sup>(二)</sup>，

條，扁緒也，糸に从ふ，攸の聲，

(一) 『廣雅』「編緒」に作る。<sup>156)</sup>『漢書』<sup>157)</sup>及び賈生『新書』<sup>158)</sup>「偏諸」に作る。蓋し上字は「編」に作り，下字は「諸」に作るを是と爲す。「諸」なる者は衆采を合するを謂ふ也。賈誼傳に曰く「今民の僮を賣る者，之が繡衣，絲履，偏諸縁を爲る」，服虔曰く，偏諸は「牙條の如く，以て履縁を作る」，又た「白穀の表，薄紬の裏，緹<sup>ぬ</sup>ふに偏諸を以てす」，晉灼曰く「偏諸を以て著衣を緹<sup>ぬ</sup>ふ」と。然らば則ち偏諸の條爲るは明らかなり。雜記の注に曰く「紉」は「今時の條の若き也」と。<sup>159)</sup>『毛詩』<sup>160)</sup>、『左傳』<sup>161)</sup>の正義に曰く「王后親ら玄紬を織る」は「即ち今の條繩，必ず雜采線を用ひて之れを織る」と。按ずるに「紉」、「紉」は蓋し其の闊き者，條は其の陋き者，紉は其の圓き者なり。

(二) 土刀の切，古音三部に在り。<sup>162)</sup>

24b

絨，采彰也<sup>(一)</sup>，一曰車馬幫<sup>(二)</sup>，从糸戔聲<sup>(三)</sup>，

絨，采彰也，一に曰く，車馬幫，糸に从ふ，戔の聲，

(校)「幫」，二徐「飾」に作る。

(一)「彰」なる者は「彰彰也」<sup>163)</sup>。五采彰彰の以て之れを縁飾すべきの物と爲す也。

(二)「一に曰く」は一名を謂ふ也。「幫」，各本「飾」に作る。今正す。師古『漢書』注に曰く「偏諸は今の織成の若し。以て要褻及び褊領と爲す者也。古へ之れを車馬幫と謂ふ。其

155) 二徐本草部に「鞞，履也」「鞞，履後帖也，……，緹，鞞或从糸」。段玉裁は「鞞」を「鞞」の譌字と見做して削る。「鞞」段注（五篇下 41b）に「古本蓋祇有鞞緹二篆，自从段譌爲从段，而篇、韵皆有鞞緹，音乎加切，此鞞篆之上亦妄增鞞篆，云履也，从韋段聲，正如石部礮譌爲礮，各本説文乃作礮耳，今刪鞞篆」。

156) 釋器（疏證本では卷七下）に「編緒、縶、紉、條也」。

157) 賈誼傳。

158) 孽産子「為之繡衣編經履偏諸縁，……，白穀之表，薄紬之裏，緹以偏諸」。

159) 雜記下「紉以五采」注。

160) 齊風・著「充耳以素乎而」箋「……，則以素為充耳，謂所以懸瑱者，或名為紉，織之」疏。「王后……玄紉」は『国語』魯語下。

161) 桓公二年傳「衡紉紘緹」注「紉冠之垂者」疏。「必」以下七字無し。

162) 攸聲は古十七部諧聲表では三部だが，土刀切（豪韻）は今韻古分十七部表では二部。

163) 九篇上 19b 多部「彰」説解。但し，二徐本は「彰」を「文」に作る。

の上は乗車及び騎従の象を爲す」と。<sup>164</sup>『急就篇』「絨」注に曰く「絨、采を織りて之れを爲る。一名車馬飾、即ち今の織成也」と。<sup>165</sup>按ずるに二注皆な許を用ひて訓を爲す。顔意らく「偏諸」は即ち「絨」也と。一は「飾」に作る。同じからざる者は後人之れを改むる<sup>のみ</sup>耳。

(三) 王伐の切、十五部。

縱，絨屬<sup>(一)</sup>，从糸從省聲<sup>(二)</sup>，

縱，絨の屬，糸に从ふ，從の省の聲，

(校) 二徐「」下に「从(從)」字有り。

(一)『急就篇』「條」「纒」「總」を類と爲す。師古曰く「總は一に縦に作る，説文縦に作る」と。<sup>166</sup>按ずるに羔羊<sup>167</sup>「素絲五總」の傳に曰く「總は數也」と。豈に即ち「縱」か。

(二) 足容の切、九部。

紉，圓采也<sup>(一)</sup>，从糸川聲<sup>(二)</sup>，

紉，圓采也，糸に从ふ，川の聲，

(一)「采彰」<sup>168</sup>、「扁諸」<sup>169</sup>、「圓采」，蓋し古へ是の名有り。而して漢の語猶ほ然り。「圓采」は采線を以て之れを辯み，其の體圓き也。内則「紆を織り紉を組む」注に曰く「紉は條」也と。襍記「紉は五采を以てす」注に曰く「紉はこれを縫中に施す，今時の條の若き也」と。<sup>170</sup>孔穎達曰く「繩の似き者を紉と爲す」と。<sup>171</sup>

(二) 詳遵の切、十三部。

25a

繻，增益也<sup>(一)</sup>，从糸重聲<sup>(二)</sup>，

繻，增益也，糸に从ふ，重の聲，

(一) 之れを增益するを「繻」と曰ふ。經傳統べて「重」を段りて之れと爲す。字の本に非

164) 賈誼傳「偏諸緣」注。「條」字段注(前頁)参照。

165) 十一章「履舄鞞裒絨緹紉」注。今本注は「采」を「綵」に作る。

166) 十五章「承塵戶幪條纒總」注。顔注は「詩素絲五總」を引いて「一作縱」という。

167) 召南。

168) 「絨」の説解。

169) 「條」の説解。

170) 雜記下

171) 内則注「紉，條」疏。

ず。『易』の重卦<sup>172)</sup>、象傳「重巽」<sup>173)</sup>と言ひ、又た「洊ねて雷あるは震」<sup>174)</sup>、「習坎」<sup>175)</sup>、「明兩<sup>ひ</sup>作るは離」<sup>176)</sup>、「兼ねて山あるは艮」<sup>177)</sup>、「麗澤は兌」<sup>178)</sup>と言ふが如きは、皆な之れを**纏**ぬるを謂ふ也。今則ち「重」行はれ而して「**纏**」廢れり。之れを増益すれば則ち重さを加ふ。故に其の字「重」に従ふ。許書「重文若干」皆な當に「**纏文**」に作るべし。

(二) 直容の切、九部。

纏、援臂也<sup>(一)</sup>、从糸襄聲<sup>(二)</sup>、

纏、臂を援する也、糸に従ふ、襄の聲、

(一)「臂を援す」なる者は衣を**擗**し其の臂を出す也。王制「四方に適くに、股肱を羸す」注に云く「衣を擗して其の臂脛を出すを謂ふ」、蕭該云く「擗は當に**擗**に作るべし、擗は是れ穿著の名、臂を出すの義に非ず」と。<sup>179)</sup>陸徳明曰く「擗、舊音患、今宜しく宣と音すべし。字に依りて**擗**に作る。字林云く、**擗**は臂を**擗**する也、先全反」と。<sup>180)</sup>玉裁按ずるに「援」「**擗**」は古今字。「**擗**」は俗に又た「**揅**」に作る。<sup>181)</sup>鄭「擗」に作るは猶ほ許「援」に作るがごとし。二聲古へ同じき<sup>のみ</sup>耳。字書、韻書に**尋**聲に従ふの字有り。今 詛楚文の石刻を以て之れを攷ふるに、其れ「亦應**尋**皇上帝及大沈久湫之幾靈德、賜**尋**荆楚師」と云ふ。<sup>182)</sup>釋して爰と爲すも釋して援と爲すも皆な可なり。董「古への受字」と云ふ<sup>183)</sup>は非也。「臂を援す」なる者は、「援は引也」<sup>184)</sup>、襄を引きて而して之れを上ぐる也。是れを「**纏臂**」と爲す。「襄」は「衣を解く」と訓ず。<sup>185)</sup>故に其の字「襄」「糸」に従ふ。今則ち「**纏臂**」行はれ而して「**纏臂**」廢れり。「**擗**」は乃ち揖讓の字。<sup>186)</sup>

172) 三爻の卦の同じものを重ねた六爻の卦。

173) 巽・象辭。三爻の（八卦の）巽を重ねると、六爻の（六十四卦の）巽。

174) 震・象辭。疏に「洊者重也」。三爻の（八卦の）震を重ねると、六爻の（六十四卦の）震。

175) 習坎は卦名でもある。「象曰、習坎、重險也」。三爻の（八卦の）坎を重ねると、六爻の（六十四卦の）習坎。

176) 離・象辭。三爻の（八卦の）離を重ねると、六爻の（六十四卦の）離。

177) 艮・象辭。三爻の（八卦の）艮を重ねると、六爻の（六十四卦の）艮。

178) 兌・象辭。注に「麗猶連也」。三爻の（八卦の）兌を重ねると、六爻の（六十四卦の）兌。

179) 顔氏家訓・書證篇引く。

180) 王制注釋文。今本「今」字下に「讀」字有り。

181) 『廣韻』下平二仙・全（疾縁切）小韻に「揅、手發衣也、**擗**、上同」。

182) 董道『廣川書跋』卷四所収の詛楚文釋文に同じ。

183) 『廣川書跋』卷四所収の詛楚文の「尋」字注。

184) 十二篇上 44a 手部。

185) 八篇上 60b 衣部に「襄、漢令、解衣而耕謂之襄」。

186) 十二篇上 23a 手部「擗、推也」、段注に「推手使前也、古推讓字如此作、上曲禮注曰。擗古讓字、許云、讓者相責讓也、擗者推也、从古也、漢書禮樂志、盛揖讓之容、……、皆用古字」。三篇上 28b 言部「讓、相責讓」段注に「經傳多以爲謙讓字」。

(二) 汝羊の切，十部。『廣韻』「攘臂」は平聲。<sup>187)</sup>

縶，維綱中繩也<sup>(一)</sup>，从糸𦉳聲，讀若畫<sup>(二)</sup>，或讀若維<sup>(三)</sup>，

縶，綱の中繩を維ぐ也，糸に从ふ，𦉳の聲，讀みて畫の若くす，或いは讀みて維の若くす，

(校) 二徐「也」字無し。

(一) 「綱」なる者は網の紘也。<sup>188)</sup> 又た繩を用て之れを維ぐ。左右皆な繩有り而して中繩要に居る。是れを「縶」と曰ふ。思玄の賦の舊注に云く「縶は系也」。<sup>189)</sup> 蓋し之れを引申して凡そ系の稱と爲す。思玄の賦に曰く「幽蘭の秋華を縶く」，李善『通俗文』を引きて曰く「幃を繫くるを縶と曰ふ」と。<sup>190)</sup> 「幃」なる者は「今の香囊」也。<sup>191)</sup> 『通俗文』，各本「説文」に作る。今意を以て改む。

(二) 戸圭の切，『廣韻』又た胡卦の切<sup>192)</sup>，十六部<sup>193)</sup>。

(三) 「維」<sup>194)</sup>，疑ふらくは當に「絰」<sup>195)</sup>に作るべし。

25b

綱，網紘也<sup>(一)</sup>，从糸岡聲<sup>(二)</sup>，𦉳，古文綱<sup>(三)</sup>，

綱，網の紘也，糸に从ふ，岡の聲，𦉳，古文の綱，

(校) 二徐「網紘」を「維紘繩」に作る。

187) 下平十陽・穰(汝陽切)小韻に「攘，以手禦，又竊也，除也，逐也，止也，揅袂出臂曰攘，又音讓」。なお、上三十六養・壤(如兩切)小韻の「攘」下には「擾攘，又如羊切」，去四十一漾・讓(人漾切)小韻の「攘」下には「文字指歸曰，揖攘，又音穰」と見える。「穰」は平聲だが、『廣韻』(息良切)も『玉篇』も(思羊切)聲母は日母ではなく心母。

188) 下篆説解参照。

189) 『文選』卷15 思玄賦「縶幽蘭之秋華兮」李善注引く所。下注参照。

190) 『文選』卷15。胡刻本李善注に「縶，系也，……，善曰，……，説文曰，繫幃曰縶，幃一名縶，爾雅曰，婦人之幃謂之縶，今之香囊，在男曰幃，在女曰縶，然則縶者即係囊之繩也，説文曰，縶，綱中繩，縶音攜。「繫幃曰縶」は『説文』として引かれるが、「縶」字については下文にも『説文』が引かれ、そちらの方が今の『説文』の説解に近い。

191) 『文選』思玄賦「縶幽蘭之秋華兮」李善注に見える。上注参照。

192) 『廣韻』では上平十二齊・攜(戸圭切)小韻に「縶，説文曰維綱中繩也」，去十五卦・畫(胡挂切)小韻に「縶，絃中絶也」と見えるほか、上平五支・屨(姊宜切)小韻に「縶，細繩」，去五寘・璫(以睡切)小韻に「縶，絃中絶也」と見える。

193) 𦉳聲は古十七部諧聲表では十六部。今韻古分十七部表では胡卦切(卦韻)は十六部だが、戸圭切(齊韻)は十五部。

194) 『廣韻』では以追切(脂)一音のみ。聲母は『廣韻』で「絃中絶」と訓じられる「縶」(以睡切)と同じだが、十五部と十六部の違いなので、段玉裁としては「維」を誤りとするしかない。

195) 『廣韻』では去十五卦・畫(胡挂切)小韻に「絰，絲結」と見えるほか、上平十三佳・尙(苦縞切)小韻に「絰，惡絲」。

（一）各本「紘繩を維ぐ也」に作る。今 棧樸の正義<sup>196)</sup>に依りて正す。「紘」なる者は冠の維也。<sup>197)</sup>之れを引申して凡そ維系の稱と爲す。孔穎達云く「紘なる者は罔の大繩」<sup>198)</sup>。商書<sup>199)</sup>に曰く「罔の綱に在るが若く、條有りて紊れず」と。『詩』<sup>200)</sup>に曰く「四方を綱紀す」、箋に云く「罔罟を以て之<sup>201)</sup>に喩ふ、之れを張るを綱と爲し、之れを理するを紀と爲す」と。

（二）古郎の切、十部。

（三）『古文四聲韻』「綯」「綯」二形に作る。<sup>202)</sup>「綯」、古文の糸に従ふ也。

縝，綱紐也<sup>(一)</sup>，从糸員聲<sup>(二)</sup>，周禮曰，縝寸，

縝，綱紐也，糸に従ふ，員の聲，周禮に曰く，縝は寸と，

（校）二徐，「綱」上「持」字有り。

（一）「紐」なる者は「結びて解く可き」也。<sup>203)</sup>大は系と曰ひ、小は紐と曰ふ。綱の罔を系ぐ也、必ず小繩を以て大繩をつらぬ拵きて罔に結ぶ。是れを「縝」と曰ふ。引申して凡そ紐の稱と爲す。「梓人 侯を爲る」「上綱と下綱と、舌を出すこと尋、縝は寸」、注に云く「綱は侯を植に繋ぐ所以の者也」「縝は綱を籠する者」と。<sup>204)</sup>按ずるに綱繩は龐大なり、故に小繩を以て大繩を拵きて紐と爲し侯に連ぬ。其の用は罔と一也。

（二）爲贛の切、十三部。大鄭曰く「讀みて竹青皮の筠インの如くす」<sup>205)</sup>と。

縝，綫也<sup>(一)</sup>，从糸僂省聲<sup>(二)</sup>，詩曰，貝冑朱縝<sup>(三)</sup>，

縝，綫也，糸に従ふ，僂の省の聲，詩に曰く，貝冑朱縝と，

（校）二徐，「綫」上に「絳」字有り。

196) 大雅。「綱紀四方」箋「以罔罟喩為政，張之為綱，理之為紀」疏に「說文云，綱，綱紘也，紀，別絲也，然則綱者網之大繩，故盤庚云，若網在綱，有條而不紊，是其事也，以舉綱能張網之目，故張之為綱也，……」。「綱」は「罔」の或體。

197) 十三篇上 19a 糸部。p.118 参照。

198) 棧樸疏。阮元本は「紘」を「綱」に，「罔」を「綱」に作る。注 196) 参照。

199) 『偽古文尚書』盤庚上。阮元本は「罔」を「綱」に作る。「罔」は「罔」の或體。

200) 大雅・棧樸。注 196) 参照。

201) 阮元本は「之」を「為政」に作る。

202) 卷二下平唐第十四に「綱綯（說文）綯（同上）」。

203) 十三篇上 22b。p.127 参照。

204) 『周禮』考工記・梓人「上綱與下綱出舌尋縝寸焉」注全文は「綱，所以繫侯於植者也，上下皆出舌一尋者，亦人張手之節也，鄭司農云，綱，連侯繩也，縝籠綱者，縝，讀為竹中皮之縝，舌，維持侯者」。

205) 考工記・梓人鄭注引く鄭司農注。阮元本は「讀為竹中皮之縝」。『禮記』禮器「如竹箭之有筠也」釋文に「有筠，于貧反，鄭云，竹之青皮也」。

(一) 各本「綫」上に「絳」字有り。今闕宮の釋文、正義<sup>206)</sup>に依りて正す。「綫」を以て「綬」を訓じて、色を言はざる也。「綬」既に「絳の綫」爲れば、則ち經朱と言ふを必せず。間傳に「禪して綬す」<sup>207)</sup>と。禪記の注「禪、既に祭れば、乃ち服は禪服し、朝服綬冠す」<sup>208)</sup>と。鄭曰く「黒經白緯を綬と曰ふ」<sup>209)</sup>と。別の一義なり。

(二) 子林の切、七部。又た息廉の反<sup>210)</sup>。

(三) 魯頌 闕宮の文。傳に曰く「貝冑は貝飾也、朱綬は朱綬を以て之れを綴る」と。按ずるに毛の意は朱綬を以て貝を冑に綴るを謂ふ<sup>のみ</sup>耳。正義「甲を綴る」<sup>211)</sup>と謂ふは非也。

26a

縷，綫也<sup>(一)</sup>，从糸婁聲<sup>(二)</sup>，

縷，綫也，糸に从ふ，婁の聲，

(一) 此れ本と布縷を謂ふ。之れを引申して絲も亦た「縷」と名づく。

(二) 力主の切，古音は四部に在り。<sup>212)</sup>

綫，縷也<sup>(一)</sup>，从糸彘聲<sup>(二)</sup>，𠄎，古文綫<sup>(三)</sup>，

綫，縷也，糸に从ふ，彘の聲，𠄎，古文の綫，

(一) 鄭司農『周禮』注に曰く「線は縷也」<sup>213)</sup>と。此れ本と布綫を謂ふ。之れを引申して絲も亦た「綫」と稱す。

(二) 私箭の切，十四部。

(三) 『周禮』縫人「線」に作る。<sup>214)</sup> 鮑人同じ。<sup>215)</sup> 注に曰く「故書，線綜に作る，當に糸旁泉に爲るべし，讀みて緇と爲す」<sup>216)</sup>と。按ずるに「線」を「綜」に作るは字の誤り也。「緇」は則

206) 魯頌。「貝冑朱綬」傳「朱綬，以朱綬綴之」釋文に「朱綬，息廉反，說文云，綫也，沈又倉林反，又音侵」。疏に「說文云，綬，綫也，然則朱綬直謂赤綫耳，文在冑下，則是甲之所用，故云以朱綬綴之，謂以朱綬連綴甲也」。

207) 阮元本は「綬」を「織」に作る。注に「黒經白緯曰織，……，織或作綬」。

208) 雜記下「祥主人之除也，於夕為期，朝服，祥因其故服」注。釋文に「綬冠，息廉反，黒經白緯曰綬」。

209) 上注引く雜記下釋文に見えるが鄭説とは明記されない。間傳鄭注に「黒經白緯曰織」といい「織或作綬」という。

210) 闕宮、間傳、雜記下の釋文は皆な「息廉反」。

211) 注 206) 參照。

212) 婁聲は古十七部諧聲表では四部，力主切（麌韻）は今韻古分十七部表では五部。

213) 天官・縫人「掌王宮之縫線之事，……」注。

214) 上注參照。

215) 「察其線」が二見する。

216) 考工記・鮑人注。阮元本は「線」下に「或」字有り，「當」上に「杜子春云綜」五字有り。

ち鄭の時此の字を行ふ。『漢』功臣表に「絶えざること綫の如し」、晉灼曰く「綫は今の線縷の字」と。<sup>217)</sup> 蓋し晉の時に「線」字を通行す。故に糸<sup>しか</sup>云ふ。許の時、古へ「線」今「綫」、晉の時は則ち古へ「綫」今「線」爲り。蓋し文字古今の轉移定め無きこと此くの如し。

納，縷一枚也<sup>(一)</sup>，从糸穴聲<sup>(二)</sup>，

紘，縷一枚也，糸に从ふ，穴の聲，

(一)「一枚」は猶ほ一箇のごとき也。

(二)乎決の切，十二部。

繡，目鍼鉄衣也<sup>(一)</sup>，从糸逢聲<sup>(二)</sup>，

縫，鍼を目て衣を<sup>ぬ</sup>鉄ふ也，糸に从ふ，逢の聲，

(一)「鍼」下に曰く「縫ふ所目也」<sup>218)</sup>と。召南「羔羊の縫」，傳に曰く「縫は縫殺の大小其の宜しきを得るを言ふ」と。<sup>219)</sup> 引申の義也。

(二)符容の切，九部。

縵，縵衣也<sup>(一)</sup>，从糸走聲<sup>(二)</sup>，縵，縵或从習<sup>(三)</sup>，

縵，衣を縵ふ也，糸に从ふ，走の聲，縵，縵或いは習に从ふ，

(一)下文「縵」下に曰く「衣を縵ふ也」と。<sup>220)</sup> 此れと轉注爲り。衣部に曰く「齋」なる者は「縵也」<sup>221)</sup>。喪服の傳に曰く「斬なる者は何ぞや，緝はざる也，齊なる者は何ぞや，緝ふ也」と。「齊」は即ち「齋」，「緝」は即ち「縵」，段借字也。「縵」なる者は其の邊を縵ふ也。

(二)七接の切，八部。

(三)習聲は縵聲と相ひ近き也。<sup>222)</sup>

26b

縵，縵也<sup>(一)</sup>，从糸失聲<sup>(二)</sup>，

鉄，縵ふ也，糸に从ふ，失の聲，

217) 高惠高后文功臣表。

218) 十四篇下 9a 金部「鍼」説解。

219) 羔羊。阮元本は「宜」を「制」に作る。

220) 十三篇上 37a に「縵，交臬也，一曰縵衣也」。

221) 八篇上 64b 衣部「齋」説解。

222) 古十七部諧聲表では走聲は八部，習聲は七部。『六書音均表』一・第七部第八部分用説に「詩三百篇分用畫然，漢以後乃多合用，非三百篇即合用也」。



(一) 上文の「縫」<sup>223)</sup>と轉注爲り。「帶」下に曰く「鍼縷もて紕ふ所の衣也」<sup>224)</sup>。凡そ鍼功を「紕」と曰ふ。

(二) 直質の切、年<sup>225)</sup> 二部。

縷、衣戚也<sup>(一)</sup>、从糸奘聲<sup>(二)</sup>、

縷、衣の戚也、糸に从ふ、奘の聲、

(一)「戚」は今の「蹙」字也。古へ多く「戚」を用ひ、「蹙」字無し。<sup>226)</sup>考工記に曰く「微至せざれば以て戚速を爲すこと無し」<sup>227)</sup>と。『詩』鄭箋云「縷縷は縷の戚戚たる者」<sup>228)</sup>。今俗に改めて「蹙」に作る。「衣の戚」は衣部に所謂る「褰」<sup>229)</sup>、韋部に所謂る「鞞」<sup>230)</sup>なり。子虚の賦に「褰積褰縷、紆徐委曲して、鬱撓たること谿谷のごとし」と。張揖注して曰く「褰積は簡齧也、褰は縮也、縷は戚也、其の縷中の文理、崩鬱として迴曲し、谿谷に似たる有る也」<sup>231)</sup>。按ずるに「簡」は古字。「襜」「褌」皆な今字。「縷」、「戚」と訓ずるは鄭箋と合ふ。俗本「裁」に譌る。而して小顔<sup>232)</sup>、小司馬<sup>233)</sup>皆な其の解を得ず。甚しき矣古書の読み難き也。「衣戚」は亦た「鞞衣」と曰ふ。是れ「縷」爲り。之れを引申して凡そ戚の併と爲す。素問に曰く「大筋は縷短たり、小筋は弛長たり」<sup>234)</sup>と。「縷短」は戚みて短かきを謂ふ也。「縷」は衣を以て喻へ、「弛」は弓を以て喻ふ。

(二) 而沆の切、十四部。

223) 前頁参照。

224) 七篇下 58b 帶部「帶」の説解は「鍼」を「箴」に作る。段注に「箴當作鍼」。

225) 失聲は古十七部諧聲表では十二部、直質切(質韻)は今韻古分十七部表では十二部。「年」は「十」の誤りか。

226) 十二篇下 42a 戎部に「戚、戎也」、段注に「戚之引伸之義爲促迫、而古書用戚者、俗多改爲蹙」。「蹙」は大徐新附字(二篇下)。

227) 總序。注に「春秋傳曰、蓋以操之爲已戚矣」阮元校勘記に「余本、嘉靖本同、閩、監、毛本戚改蹙、非、按釋文音經戚速、徐劉將六反、李音促、注同、是陸本此亦作戚也、賈疏引公羊傳作蹙」。

228) 鄘風・君子偕老「蒙彼縷縷」箋。阮元本は「戚」を「蹙」に作る。

229) 八篇上 62a に「褰、鞞衣也」。

230) 五篇下 42a に「鞞、革中辨謂之鞞」段注に「衣部褰下云、鞞衣也。衣襜、古曰鞞、亦曰褰積、亦曰縷、然則皮之縷文蹙蹙者曰鞞何疑」。

231) 張揖注は『漢書』司馬相如傳上顔注引く所、『文選』卷7李善注引く所いづれも「戚」を「裁」に作り、「迴曲」二字無し。『史記』司馬相如傳集解引く漢書音義も「戚」を「裁」に作るが、「迴曲」は「遅曲」に作る。

232) 顔注に「師古曰、張說非也、褰積即今之褰褌、古所謂皮弁素積者、即謂此積也、言褰積文理、隨身所著、或褰縷委屈如谿谷也」。

233) 『索隱』は「裁、音在代反」とし、顔注を引くものの、「蘇林曰、褰縷、縮蹙之、是也」という。

234) 生氣通天論篇。

紵，補縫也<sup>(一)</sup>，从糸旦聲<sup>(二)</sup>，

紵，補ひ縫ふ也，糸に从ふ，旦の聲，

(一)「補」なる者は「完衣也」<sup>235)</sup>。古者「衣の縫解くる」を「袒」と曰ふ。<sup>236)</sup>衣部に見ゆ。今俗に所謂る「綻」也。鍼を以て之れを補ふを「紵」と曰ふ。内則に「衣裳綻裂すれば，鍼に紉して補綴せんと請ふ」<sup>237)</sup>と云ふは是れ也。之れを引申して，故衣を必せず亦た縫紵と曰ふ。古への豔歌行に曰く「故衣 誰か當に補ふべき，新衣 誰か當に綻ふべき，頼むに賢主人を得て，覽て取りて我が爲に紵ふ」と。<sup>238)</sup>故衣誰か則ち之れを補ふ，新衣誰か則ち之れを縫ふ，頼むに賢なる主婦有り，見て爲に之れを補ひ縫ふと謂ふ也。「綻」字古へ亦た「紵」に作る。淺人之れを改む。

(二) 丈莧の切，十四部。

27a

繕，補也<sup>(一)</sup>，从糸善聲<sup>(二)</sup>，

繕，補ふ也，糸に从ふ，善の聲，

(一)『周禮』繕人の注に曰く「繕の言は勁也，善也」<sup>239)</sup>と。叔于田の序の注に云く「繕の言は善也」<sup>240)</sup>。曲禮<sup>241)</sup>「招搖上に在ち，其の怒りを急繕す」，注に曰く「急は猶ほ堅のごとき也，繕は讀みて勁と曰ふ」と。按ずるに許「補ふ」と言ふは其の本義也。而して中に善、勁二義を含む。故に鄭「之言」と云ふ。曲禮の注の如きの改讀を必せざる也。

(二) 時戰の切，十四部。

緝，衣堅也<sup>(一)</sup>，从糸舌聲<sup>(二)</sup>，論語曰，緝衣長，短右袂<sup>(三)</sup>，

緝，衣堅き也，糸に从ふ，舌の聲，論語に曰く，緝衣は長く，右の袂を短くすと，

(校) 二徐，「衣堅也」三字無し。

(一) 各本 此の三字無く，「論語に曰く，緝衣は長く，右の袂を短くす」を以て「糸に从ふ」の上に冠す。今補正す。『玉篇』注に「堅也」と曰ひ<sup>242)</sup>，『廣韻』注に「堅緝」と曰ふ<sup>243)</sup>は，皆

235) 八篇上 63a 衣部「補」説解。

236) 八篇上 62b に「袒，衣縫解也」段注に「許書無綻字，此即綻字也」。

237) 注に「綻猶解也」。

238) 『樂府詩集』卷 39 に見える。

239) 夏官・序官「繕人」注。

240) 「繕甲治兵」注。

241) 曲禮上。

242) 糸部第四百二十五。

243) 入十七薛・薛（私列切）小韻。

なこれを『説文』古本に本づき、能く杜撰するに非ざる也。浅人許の經を引きて段借を説くの例有るを知らず、則ち『論語』の「緝衣」を訓じて「堅衣」と爲して通ず可からず、乃ち其の本義を刪り、徑ちに『論語』を引き「緝」をして「褻」の或體と爲して自り、殊に「緝」果して「褻」の或字かを思はず、則ち衣部「褻」篆の下に當りて一「緝」篆を出し、「褻或いは舌の聲に从ふ」と云ひ、得ず憤懣たることは是くの如し。且つ上文「補縫也」と云ひ、下文「綴得理也」と云ふ。「堅」の義正に「補」「綴」と相ひ合ふ。列字の次第攷ふ可き者は是くの如し。「衣堅」なる者は今蘇州の人の所謂る「勤箸」也。

(二) 舌は柔を以て存す。「天下の至柔は天下の至剛を馳騁す」<sup>244)</sup>。「舌」に从ふは意無きに非ざる也。私列の切、十五部。

(三) 郷黨篇の文。今『論語』「緝衣」を「褻裘」<sup>245)</sup>に作る。衣部に曰く「褻は私服也」<sup>246)</sup>と。然らば則ち『論語』自ら私服と訓じ、而して「緝」に作る者は同音段借也。許之れを僞する者は六書の段借を説く也。「叢は人の姓也」而して「叢を作す有る無し」<sup>247)</sup>と僞し<sup>248)</sup>、「塋は喪葬し土に下す也」而して「家に塋淫す」<sup>249)</sup>と僞する<sup>250)</sup>が如し。尙書「叢」を段りて「好」と爲し、「塋」を段りて「朋」と爲す也。

27b

纆，綴得理也<sup>(一)</sup>，一曰大索也<sup>(二)</sup>，从糸黠聲<sup>(三)</sup>，

纆，綴りて理を得る也，一に曰く，<sup>ひと</sup>大索也，糸に从ふ，黠の聲，

(一) 「綴」なる者は「合せ箸くる也」<sup>251)</sup>。合せ箸け其の理を得れば、則ち條有りて紊れず。是れを「纆」と曰ふ。樂記に曰く「纆纆乎として端しきこと貫珠の如し」と。此れ其の證也。

(二) 『論語』「縲」に作る<sup>252)</sup>は、字の誤り。注に云く「黒索也」。亦た誤りて「累」に作る。『孟子』「其の子弟を係累す」<sup>253)</sup>の如きは是れなり。亦た「羸」に作る。如へば、『易』大壯「其角を羸す」、馬「大索也」と云ひ、鄭、虞「纆」に作る。<sup>254)</sup>之れを引申して罪を以てせずして死するを「纆」

244) 『太平御覽』卷952木部一に「老子曰」として引かれる。

245) 注に「私家裘」。

246) 八篇上61a衣部。「私列切、十五部」。

247) 洪範。阮元本は「叢」を「好」に作る。

248) 十二篇下4a女部「叢，人姓也，……，商書曰，無有作叢」。

249) 偽古文『尚書』では益稷。阮元本は「塋」を「朋」に作る。偽孔傳に「朋，羣也」。

250) 十三篇下37a土部「塋，喪葬下土也，……，虞書曰，塋淫于家」。

251) 十四篇下15a穀部「綴」説解。段注に「玄應書作合令箸也，箸，直略切」

252) 公冶長「雖在縲絏之中，非其罪也」集解に「孔曰，……，縲，黒索」。

253) 梁惠王下。注に「係累猶縛結也」。

254) 大壯・九三。釋文に「羸，律悲反，又力追反，下同，馬云，大索也，徐力皮反，王肅作縲，音縲，鄭虞作纆，蜀才作累，張作纆」。

と曰ふ。楊雄 反離騷の注に見ゆ。<sup>255)</sup>

(三) 𦉰聲は即ち𦉰の省の聲也。力追の切、十五部。按ずるに「𦉰」「𦉰」二字大だ同じからず。「𦉰」は十五部に在り、「大索也」。其の隸變「累」に作るを得ず。「𦉰」は十六部に在り、「増也」、之れを引申して延及也、其の俗體「累」に作る。古へ用ひざる所なり。<sup>256)</sup>

纒、呂絲介履也<sup>(一)</sup>、从糸离聲<sup>(二)</sup>、

縞、絲を呂て履を介する也、糸に从ふ、离の聲、

(一) 「介」なる者は「畫する也」<sup>257)</sup>。絲を以て履間を介畫し飾を爲すを謂ふ也。蓋し即ち『周禮』の「纒」「紃」。<sup>258)</sup>

(二) 力知の切、古音は十七部に在り。<sup>259)</sup>

緜、刀劍緜也<sup>(一)</sup>、从糸侯聲<sup>(二)</sup>、

緜、刀劍の緜也、糸に从ふ、侯の聲、

(一) 『廣韻』に曰くの「刀劍の頭に絲を纏らすを緜と爲す」也と。<sup>260)</sup> 按ずるに人把る所の處、人の喉の如く然るを謂ふ。

(二) 古侯の切、四部。

繫、鞞衣也<sup>(一)</sup>、从糸毘聲<sup>(二)</sup>、一曰赤黑色繪<sup>(三)</sup>、

繫、鞞の衣也、糸に从ふ、毘の聲、一に曰く赤黑色の繪、

(一) 鞞を韜む所以の者。猶ほ「弓弩矢を盛る器」<sup>261)</sup>を「医」と曰ふがごとき也。段借して語書と爲す。『左傳』に「王室の壞れざるは、繫、伯舅に是れ頼れり」<sup>262)</sup>「民物を易へず、惟れ徳繫れ物」<sup>263)</sup>と。『毛詩』「伊れ懷ふ可き也」、箋に云く「伊は當に繫に作るべし、繫は猶ほ是のごとき也」と。<sup>264)</sup>

255) 『漢書』揚雄傳上・反離騷「欽弔楚之湘纍」顏注に「李奇曰、諸不以罪死曰纍」。「不」上に「諸」字有り。

256) 十四篇下 13b 「𦉰、増也」段注に「𦉰之隸變作累、累行而𦉰廢、古書時見𦉰字、乃不識爲今之累字」「力軌切、按當云力詭切、在十六部」。

257) 二篇上 2b 八部「介」の説解。

258) 天官・履人に「掌王及后之服履、爲赤舄、黑舄、赤纒、黃纒、青舄、素履、葛履」、注に「舄履有紃有纒有純者飾也、……、舄當爲紃、聲之誤也」。

259) 离聲は古十七部諸聲表では十七部だが、力知切（支韻）は今韻古分十七部表では十六部。

260) 下平十九侯・鉤（古侯切）小韻。

261) 十二篇下 48a 亡部「医」の説解。但し、段注本は「盛」を「臧」に改める。

262) 襄公十四年傳。注に「繫、發聲」。

263) 僖公五年傳。釋文に「繫物、烏兮反、是也」。

264) 幽風・東山。箋にまた「懷、思也」という。

(二) 烏雞の切，十五部。

(三) 「赤」，當に『玉篇』<sup>265)</sup>に依りて「青」に作るべし。巾車 王后の「安車は彫面繫總」，注に曰く「繫は讀みて鳧鷖の鷖と爲す。鷖總なる者は青黒色，繪を以て之れを爲る」と。鄭司農の説也。<sup>266)</sup>

28a

縵，旌旗之游所屬也<sup>(一)</sup>，从糸參聲<sup>(二)</sup>，

縵，旌旗の游屬する所也，糸に从ふ，參の聲，

(校) 二徐，「所屬」二字無し。

(一) 各本「所屬」二字を失す。今補ふ。糸部に曰く「游は旌旗の流也」。<sup>267)</sup>『周禮』巾車の注に云く「正幅を縵と爲し，游は則ち焉こゝに屬す」，正義に曰く「正幅を縵と爲すは爾雅の文」と。<sup>268)</sup>又た觀禮の正義に「爾雅説に旌旗正幅を縵と爲すと」<sup>269)</sup>と。唐の後，『爾雅』「正幅爲縵」四字を奪し，邢疏攷補する能はず。縵は是れ旌旗の體，游は則ち焉に屬す。故に孫炎注して曰く「旒を縵に爲す」<sup>270)</sup>，郭璞曰く「縵は衆旒の箸く所」<sup>271)</sup>と。戴先生曰く「游は縵に箸きて垂るる者也，交龍鳥隼の屬は皆な縵に畫く」と。<sup>272)</sup>『爾雅』に曰く「纁帛の縵」と。鄭之れに本づき，九旗の帛は皆な絳を用ひ，上に弧有り以て縵の幅を張ると曰ふ。觀禮<sup>273)</sup>、明堂位<sup>274)</sup>、考工記<sup>275)</sup>に見ゆ。下は人を以て之れを維ぐ。『周禮』節服氏六人「王之太常を維ぐ」<sup>276)</sup>，『爾雅』「維ぐに縷を以てす」<sup>277)</sup>は是れ也。太常必ず之れを維ぐ所以の者は正に其の游長く地に曳くを恐る。『毛詩』「素絲もて之れを紕す」，大夫の旌旗の游も亦た之れを維持する也。<sup>278)</sup> 游 縵に屬き而して縵に統

265) 糸部第四百二十五に「繫，於兮切，青黒繪」。

266) 阮元本は「繫」を「鷖」に作る。注に「故書朱總爲纁，鷖或作繫，鄭司農云，……，鷖讀爲鳧鷖之鷖，鷖總者青黒色，以繪爲之」。『周禮漢讀考』卷3 鷖總注……「故書或作繫，司農易繫爲鷖，鄭君從司農説，今本作鷖，讀爲誤也，鷖，鳧屬，青黒色，繪色似之」。段玉裁は「故書或作繫」というが「纁」で句という可能性もありうる。

267) 七篇上 19b。

268) 「建大常十有二旒」注疏。阮元本は注の「游」を「旒」に作る。

269) 「乘墨車，載龍旂弧纁」注「弧，所以張縵之弓也」疏。

270) 鄘風・干旄「素絲紕之」箋「素絲者以爲縷」疏。『爾雅』釋天、郭注を引き，また孫炎説を引く。

271) 『爾雅』釋天「纁帛縵」注。注上文に「纁帛，絳也」。阮元本は「箸」を「著」に作る。

272) 未詳。

273) 注 269) 参照。

274) 「是以魯君，孟春乘大路，載弧纁，旂十有二旒」注に「弧，旌旗所以張幅也」。

275) 轉人「弧旌枉矢，以象弧也」注に「弧以張縵之幅」。「九旗之帛皆用絳」は疏に司常の注として引かれる。春官・司常「掌九旗之物名，……」注に「凡九旗之帛皆用絳」。

276) 夏官。經「袞冕六人，維王之太常」注に「維，維之以縷」。

277) 釋天。注に「用朱縷維連持之，不欲令曳地，周禮曰，六人維王之太常，是也」。

278) 鄘風・干旄。箋に「素絲者以爲縷，以縫紕旌旗之旒縵，或以維持之」。

べらる。然れども**𠂔**部「游」下「旌旗の繆也」と云はざれば、則ち「繆」下**𠂔**じて「旌旗の游」と云はざるを知る。理は合に析言すべく、渾言するを得ず。

(二) 所銜の切、古音は七部に在り。<sup>279)</sup>

**𠂔**、**𠂔**幅也<sup>(一)</sup>、一曰三糾繩也<sup>(二)</sup>、从糸微省聲<sup>(三)</sup>、

**𠂔**、**𠂔**幅也、一に曰く、三糾の繩也、糸に従ふ、微の省の聲、

(一) 即ち『詩』の「邪幅」也。傳に曰く「邪幅は偏也、自ら偏束する所以也」、箋に云く「邪幅は今の行賸の如き也、其の脛を偏束す、足自り**𠂔**に至る」と。<sup>280)</sup> 按ずるに内則は之れを「偏」と謂ふ。<sup>281)</sup> 許は之れを「𠂔」と謂ふと云ふ。未だ出づる所を見ず。蓋し猶ほ「蔽**𠂔**」之れを「裱」と謂ふ<sup>282)</sup>がごとき與。釋詁に曰く「𠂔」は「善也」<sup>283)</sup>、「止也」<sup>284)</sup>と。大雅の箋に云く「美也」と。<sup>285)</sup> 偏束の義自りの引申也。

(二) 「三糾」は三合して之れを糾ふを謂ふ也。𠂔部に曰く「糾」は「三合」の「繩」と。<sup>286)</sup> 『易』「係ぐに**𠂔**を用ふ」、劉表曰く「三股を𠂔と曰ひ、**𠂔**股を繩と曰ふ」と。<sup>287)</sup> 一説に、糾は本と三股、三糾は當に九股と爲すべしと。

(三) 許歸の切、十五部。

28b

**𠂔**、扁緒也<sup>(一)</sup>、一曰弩要<sup>(二)</sup> 鈎帶、从糸**𠂔**聲<sup>(三)</sup>、

**𠂔**、扁緒也、一に曰く、弩要の鈎帶、糸に従ふ、**𠂔**の聲、

(校) 二徐、「要」を「𠂔」に、「𠂔」を「折」に作る。

(一) 「條」<sup>288)</sup> 下に見ゆ。

(二) 俗に「𠂔」に作る。<sup>289)</sup>

279) 參聲は古十七部諸聲表では七部だが、所銜切（銜韻）は今韻古分十七部表では八部。

280) 小雅・采芣「邪幅在下」傳箋。阮元本傳「幅」上「邪」字無し。

281) 「子事父母、……、偏、……」注に「偏、行賸」。

282) 八篇上 52b 衣部「裱、蔽**𠂔**也」

283) 釋詁上。

284) 釋詁下。

285) 思齊「大姒嗣微音」箋。

286) 三篇上 5a 𠂔部に「糾、繩三合也」。

287) 坎・上六。釋文に「繩、音墨、劉云、三股曰𠂔、兩股曰繩、皆索名」。

288) 十三篇上 24a. p.133 參照。

289) 三篇上 39b 白部「𠂔、身中也、象人𠂔自白之形、从白、𠂔、古文𠂔、段注に「上象人首、下象人足、中象人𠂔、而自白持之、故從白、必從白者、象形猶未顯、人多護惜其𠂔故也」「按今人變爲要、以爲要約、簡要字」。『廣韻』下平四宵・要（於宵切）小韻に「要、……、說文身中也、今作腰、……」「腰、亦作𠂔」。

(三)「斲」なる者は籀文の「折」字。<sup>290)</sup> 并列の切、十五部。

紉、單繩也<sup>(一)</sup>，从糸刃聲<sup>(二)</sup>，

紉、單繩也，糸に从ふ，刃の聲，

(校) 二徐，「單」を「繹」に作る。

(一)「單」各本及び『集韻』<sup>291)</sup>「繹」に作る。其の義に非ず。李文仲『字鑿』「繹」に作る。<sup>292)</sup> 今『廣韻』<sup>293)</sup>、『佩觿』<sup>294)</sup>に依りて「單」に作る。『太平御覽』『通俗文』を引きて曰く「合繩を糾と曰ひ，單展を紉と曰ひ，織繩を辯と曰ひ，大繩を緼と曰ふ」と。<sup>295)</sup> 釋玄應『字林』を引きて「單繩を紉と曰ふ」と。<sup>296)</sup>「單」は「合」に對して之れを言ふ。凡そ「綸」と言ひ「糾」と言ふは皆な三股、二股を合せて之れを爲る。「紉」は則ち單股もて之れを爲る。『玉篇』曰く「紉は繩縷也，展べて而して之れを續ぐ」と。『方言』に曰く「綱、剡は續也，楚は之れを紉と謂ふ」と。<sup>297)</sup> 蓋し單股は必ず他股を以て連接して成す。離騷に曰く「秋蘭を紉ぎて以て佩と爲す」注に「紉は索也」。<sup>298)</sup> 内則「鍼に紉して補綴せんと請ふ」<sup>299)</sup>，亦た綫を鍼に接ぐを紉と曰ふと謂ふ。

(二) 女鄰の切，古音は十三部に在り。<sup>300)</sup>

繩，索也<sup>(一)</sup>，从糸蠅省聲<sup>(二)</sup>，

繩，索也，糸に从ふ，蠅の省の聲，

(一)「索」下に云く「繩也，艸に莖葉有りて繩索を作る可き也」と。故に「宋糸に从ふ」。<sup>301)</sup>

290) 一篇下 47b 艸部に「斲，斲也，从斤斲艸，譚長說，斲，籀文斲，从艸在欠中，欠寒故折，折，篆文斲，从手」。「折，篆文斲，从手」段注に「按此唐後人所妄增，斤斲艸，小篆文也，艸在欠中，籀文也，從手從斤，隸字也，九經字樣云，說文作斲，隸省作折，類篇、集韻皆云，隸從手，則折非篆文明矣」。

291) 下平十七真・紉(尼鄰切)小韻。

292) 平聲上・十八諄。

293) 下平十七真・紉(女鄰切)「紉，單繩」というが『説文』の引用ではない。

294) 卷中・平聲上聲相對「紉紐，上女鄰翻，單繩，下女九翻，結也」。「單繩」は『説文』の引用ではない。

295) 卷 766 雜物部一・繩。

296) 二十五卷本『一切經音義』卷 25 阿毘達磨順正理論第二十八卷「紉繩」釋義。

297) 卷 6。今本は「續也」下に「秦晉續折謂之攔，繩索謂之剡」と續き，「楚」上に「紉」字有り。また，『箋疏』本は「綱」を「攔」に作る。戴震『疏證』は，『玉篇』「綱，續也」，『廣雅』釋詁「綱、剡……，續也」などを引き，「義本此」として，「綱」に作る。

298) 補注に「方言曰，續楚謂之紉」。段玉裁『方言』の引用はこの影響か。

299) 阮元本は「鍼」を「箴」に作る。

300) 刃聲は古十七部諧聲表で十三部だが，女鄰切(眞)は今韻古分十七部表で十二部。

301) 六篇下 3b 宋部。「説解」に「繩也」、「索」下の「也」無し。段注に「當云索繩也，與糸部繩索也爲轉注」。

繩は以て縣く可く，以て束ぬ可く，以て閑と爲す可し。故に釋訓に曰く「兢兢、繩繩は戒む也」。<sup>302)</sup>

周南の傳に曰く「繩繩は戒め慎しむ也」と。<sup>303)</sup>

(二) 食陵の切。「蠅」字𧇧部に入る者は，其の虫「大腹」なること𧇧の類の如きを謂ふ也。<sup>304)</sup> 故に「蠅」は「𧇧」を以て會意し，「𧇧」を以て形聲せず。「繩」は「蠅」の省の聲爲り。故に同じく古音第六部に在り。「𧇧」は則ち古音「芒」の如し。第十部に在り。<sup>305)</sup>

29a

紵，紵未縈繩<sup>(一)</sup>，一曰急弦之聲<sup>(二)</sup>，从糸爭聲，讀若旌<sup>(三)</sup>，

紵，紵<sup>サウ</sup>げて未だ縈<sup>めぐ</sup>らさざる繩，一に曰く，急弦の聲，糸に从ふ，爭の聲，讀みて旌<sup>セイ</sup>の若くす，

(一)「未だ縈らさざる繩」は未だ重疊して之れを繞らすこと環の如からざる者を謂ふ。「紵」なる者は「詘がる也」<sup>306)</sup>。少少之れを詘曲する而已。將に繩を縈らさんとして先ず之れを詘曲す。引申して凡そ紵曲の偁と爲す。士喪禮「襲事を房中に陳し，領を西にし南を上として結げず」注に云く「結は讀みて紵と爲す，紵は屈也」「江河の間，繩索を縈らし收むるを謂ひて紵と爲す」と。按ずるに許「紵」下に「一に曰く，縈也」と。此れ即ち江河の間の語也。此ここに「紵げて未だ縈らさざる繩」と云ふは「詘」訓を用ふる也。凡そ器物之れを曲陳するは皆な「紵」と曰ふ。

(二) 聲紵<sup>紵</sup>然たる也。

(三) 側莖の切，十一部。<sup>307)</sup>

縈，收卷也<sup>(一)</sup>，从糸熒省聲<sup>(二)</sup>，

縈，收卷する也，糸に从ふ，熒の省の聲，

(校) 二徐「卷」を「縈」に作る。

302) 阮元本は「繩」を「𧇧」に作る。注に「皆戒慎」疏に「大雅抑篇云，子孫繩繩，此皆小心戒慎也，繩繩音義同」阮元校勘記に「𧇧繩音義同，閩本、監本、毛本𧇧繩倒，元本誤作𧇧○按繩正字，𧇧俗字也」。釋文は「繩」に作り，「本或作𧇧，同，食蒸反」という。『義疏』も「𧇧」を或體とし「當依經典作繩」といい「繩」に作る。

303) 蠅斯「子孫繩繩」傳。

304) 十三篇下 11b 𧇧部に「蠅，營營青蠅，蟲之大腹者，从𧇧虫」。

305) 古十七部諸聲表でも蠅聲は六部，𧇧聲は十部に見える。「𧇧」(十三篇下 10a) 段注に「莫杏切，古音在十部，讀如芒」。今韻古分十七部表では「莫杏切」(梗韻)は十一部，「芒」音(大徐反切「武方切」は陽韻)は十部。

306) 十三篇下 6b に「紵(紵)，詘也，……，一曰縈也」。

307) 側莖切(耕韻)も「旌」(大徐反切「子盈切」清韻)も今韻古分十七部表では十一部。



(一)「卷」は「居轉の切」<sup>308)</sup>。各本「鞶」<sup>309)</sup>に作る。非也。今『韻會』<sup>310)</sup>、『玉篇』<sup>311)</sup>に依りて正す。凡そ舒卷の字は古へ「鞶曲る」<sup>312)</sup>の「卷」を用ふ。今「氣勢」<sup>313)</sup>の「捲」を用ふ。非也。長繩を收卷し重疊すること環の如きを是れ「綦」と爲す。於營の切。今俗語尙ほ誤らず。『詩』周南「葛藟綦之」傳に曰く「綦は旋也」と。<sup>314)</sup>

(二) 於營の切，十一部。

纒，纒繩の纒也<sup>(一)</sup>，从糸句聲，讀若鳩<sup>(二)</sup>，

纒，纒繩の纒也，糸に从ふ，句の聲，讀みて鳩の若くす，

(一)「纒」なる者は「布縷也」<sup>315)</sup>，「繩」なる者は「索也」<sup>316)</sup>，「纒」は糾合の謂ひなり。「讀みて鳩の若くする」を以て之れを知る。謂らく，若しくは纒若しくは繩の少を合して多と爲すは皆な是れ也。『廣韻』に「纒，九遇の切，絲纒也」と。<sup>317)</sup>唐の『會真記崔氏の書』に曰く「采絲一纒を奉寄す」と。<sup>318)</sup>元稹の詩に曰く「棼絲 纒を成さず」<sup>319)</sup>と，正しく九遇の切に讀む。是れ唐人多く此の語を用ふ。屨纒の若きは，禮經<sup>320)</sup>及び『禮記』<sup>321)</sup>皆な「纒」に作る。『周禮』「句」に作る。鄭云く「舄屨の頭に箸けて以て行戒と爲す」「句當に纒に爲るべし，聲の誤り也」と。<sup>322)</sup>玉裁按ずるに，許「屨の飾り」と言はず，但だ「纒繩の纒」と言ふ。許意らく屨纒の字は當に『周禮』に従ひ「句」に作るを正と爲すと。拘止の意に取る。

(二) 古音は四部に在り。今其俱の切。<sup>323)</sup>

308) 大徐本「卷」の反切。

309) 五篇下 42a 韋部「鞶，革中辨謂之鞶」。

310) 八庚・綦(娟營切)小韻に「綦，……，說文收卷也，廣韻又繞也，繫也」。

311) 糸部第四百二十五「綦」下に「旋也，取卷也」。『說文』の引用ではない。

312) 九篇上 32a 部「卷」説解。

313) 十二篇上 50a 手部「捲」説解。但し段注本は「勢」を「執」に作る。

314) 樛木。

315) 十三篇上 34a 「縷」説解。

316) 十三篇上 28b 「繩」説解。p.146 参照。

317) 去十遇・屨小韻。上平十虞・衢(其俱切)小韻は「纒，屨頭飾也」。

318) 未詳。『鶯鶯傳』には「玉環一枚……，寄充君子下體所佩，……兼亂絲一纒，……」と見える。(中國古典文學基本叢書本『元稹集外集』卷 6・補遺六に據る)

319) 夢遊春七十韻。中國古典文學基本叢書本『元稹集外集』卷 1・補遺一に収められている。「纒」は韻字だが，中國古典文學基本叢書本のテキストに據って七十の韻字を見ると第 32 韻の「腑(麌韻)」が上聲、第 51 韻の「僕(屋韻)」が入聲であるほかは、すべて去聲の遇韻または暮韻である。

320) 『儀禮』士冠禮に「青纒纒純，……，緇纒纒純，……，黑纒纒純」，士喪禮に「皆纒纒純組紵」。

321) 檀弓上に「繩屨無纒」，玉藻に「童子不裘不帛，不屨纒」。

322) 天官・屨人「青句」注。阮元本は「箸」を「著」に作る。

323) 句聲は古十七部諧聲表では四部だが，其俱切(虞韻)は今韻古分十七部表では五部。

29b

縋、呂繩有所縣也<sup>(一)</sup>、春秋傳曰、夜縋納師<sup>(二)</sup>、从糸追聲<sup>(三)</sup>、

縋、繩を以て縣くる所有る也、春秋の傳に曰く、夜縋して師を納ると、糸に从ふ、追の聲、

(一)「縣」なる者は糸也。<sup>324)</sup> 繩を以て物に系け之れを垂すを是れ「縋」と爲す。「縋」の言は垂也。  
玄應引きて「縣」下に「鎮」有り。<sup>325)</sup>

(二)『左傳』襄十九年に見ゆ。

(三)持僞の切。按ずるに當に持位の切なるべし。古音は十五部に在り。<sup>326)</sup>

縋、纏臂繩也<sup>(一)</sup>、从糸彘聲<sup>(二)</sup>、

縋、臂を纏する繩也、糸に从ふ、彘の聲、

(校)二徐、「纏」を「攘」に作る

(一)「纏」各本「攘」<sup>327)</sup>に作る。今正す。「纏」なる者は「臂を援する也」。<sup>328)</sup> 臂裏流を易へ繩を以て之れを約す。是の繩は之れを「縋」と謂ふ。「縋」に「縋」を段りて之れと爲す者有り。『史記』滑稽列傳「縋鞞鞠臆す」、徐廣云く「縋は衣袖を收むる也」と。<sup>329)</sup> 又た「卷」を段りて之れと爲す者有り。『列女傳』趙の津の女娟「攘卷して鞞を操る」<sup>330)</sup>。「卷」は即ち「縋」也。禾部に曰く「縋は縋束也」<sup>331)</sup>、一部に曰く「冠は縋也」<sup>332)</sup>と。是れ引申して凡そ束縛の僞と爲す。

(二)居願の切、十四部。

緘、所目束匱也<sup>(一)</sup>、从糸咸聲<sup>(二)</sup>、

緘、匱を束ぬる所目也、糸に从ふ、咸の聲、

(校)二徐、「所目」二字無し。

324) 九篇上 17b 県部「縣」の説解は「繫也」。「縣」字段注に「繫當作系」。詳しくは注 94) 参照。

325) 卷 18 立世阿毘曇論第二卷「自縋」釋義。

326) 自(追の聲符)聲は古十七部諧聲表では十五部、今韵古分十七部表では持僞切(眞韻)は十六部だが、持位切(至韻)は十五部。

327) 十二篇上 23a 手部「攘、推也」。

328) 十三篇上 25a。p.135 参照。

329) 淳于髡傳。今本集解は「袖」を「裏」に作る

330) 『列女傳』七卷の卷 6。

331) 七篇上 48a。

332) 七篇下 36a。

(一)「所目」二字今補ふ。「篋」なる者は筥也<sup>333</sup>,「束」なる者は「縛也」<sup>334</sup>,之を束ぬる者を「緘」と曰ふ。之れを引申して,齊人棺束を謂ひて「緘」と曰ふ。<sup>335</sup>喪大記「咸」に作る。<sup>336</sup>

(二)古咸の切,古音は七部に在り。<sup>337</sup>

籐,緘也<sup>(一)</sup>,从糸𦏧聲<sup>(二)</sup>,

滕,緘也,糸に从ふ,𦏧の聲,

(一)亦た束ぬる所以の者也。周書に金滕有り。<sup>338</sup>凡そ艸の藟、木の藁を「滕」と曰ふ。俗に「藤」に作る。

(二)徒登の切,六部。

## 使用テキスト

『説文解字注』

嘉慶二十年經韻樓本影印(上海古籍出版社,1981年)

必要に應じて,下の版本を参照

嘉慶二十年經韻樓本影印(藝文印書館,1981年)

皇清經解本

同治六年保息局補刊本

『十三經注疏』

阮元本影印(藝文印書館,1989年)

『經典釋文』

通志堂本

必要に應じて宋刻宋元遞修本を参照。

本稿はJSPS科研費JP18K00349の助成を受けたものである

---

333) 十二篇下49a 匚部に「匚, 緘臧也, …… , 篋, 匚或从竹」(大徐「緘」字無し)。段注は『文選』應璩百一詩「篋篋無尺書」(卷21)、任昉哭范僕射詩「詠歌盈篋筥」(卷23)李善注が『説文』を引いて「篋, 筥也」ということを指摘する。

334) 六篇下8b 束部「束」説解。

335) 下注引く喪大記の注に據る。但し, 喪大記注は「緘」下に「繩」字有り, 「曰」字は「為」字に作る。

336) 「凡封, …… , 大夫士以咸」。注に「咸讀為緘, …… , 今齊人謂棺束為緘繩, 咸作為緘」。

337) 咸聲は古十七部諧聲表で七部, 古咸切(咸韻)は今韻古分十七部表では八部。

338) 『尚書』金滕「武王有疾, 周公作金滕」僞孔傳に「為請命之書, 藏之於匱, 緘之以金, 不欲人開之」, 疏に「鄭皆云, 滕, 束也」。